

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.22

2017年2月

第10回千葉県地方自治研究集会 基調講演

21世紀千葉地震に備える

～せまり来る首都直下地震の危機～



笠森寺観音堂（長南町）

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.22 2017.2

• 巻頭言	千葉県議会議員（流山市選出） 小宮 清子	2
• 第10回千葉県地方自治研究集会【基調講演】 21世紀千葉地震に備える ～せまり来る首都直下地震の危機～	都市プランナー 前衆議院議員 若井 康彦	3
• 第10回千葉県自治研集会 パネルディスカッション	司 会 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光 コメンテーター 都市プランナー 前衆議院議員 若井 康彦 パネラー 千葉県防災政策課政策班主幹 浅尾 一已 香取市企画政策課政策班長 吉田 博之 浦安市議会議員 岡野 純子 総合司会 自治労千葉県本部副委員長 金木 正典	14
• 連載⑩：数字で掴む自治体の姿…	理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	29
• 県議会報告 地域の声を女性の視点を県政へ！	千葉県議会議員（市川市選出） 守屋 貴子	38
• 市議会報告 市原市における林地開発の諸問題	市原市議会議員 宮国 克明	41
• 公共の担い手 NPO法人 ちば里山センター	NPO法人 ちば里山センター 理事長 金親 博榮	46
• シリーズ「千葉から日本社会を考える」 世界構図激変のなかでの2017年の課題 トランプ新政権登場の現代史的意味	島根県立大学名誉教授 井上 定彦	49
• シリーズ千葉の地域紹介 長南町 緑の大地と歴史・文化を感じる ちょうなん	長南町役場 企画政策課 広報統計係 若菜 亮佑	52
• 本の紹介 自治体の「困った空き家」対策→解決への道しるべ	事務局	54
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 井原 慶一	55
• 今期の入手資料	編集部	58
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		59
• 編集後記	事務局長 佐藤 晴邦	60

千葉県議会議員（流山選挙区） **小宮 清子**



高校を卒業してから47年。60才を過ぎた頃からクラス会が始まり、今では年一回顔を合わせています。

高校は1年から3年までクラス替えなし、男子37名・女子15名のクラスでした。当時の入試は男子・女子別枠で行われ、もともと府立5中という男子校でしたので、3年間男子の多い学生生活でした。掃除当番なのに掃除ぎらいな男子が逃げたり、生物や化学の実験では男子は実験、女子はレポート係にさせられたりと、高校生ながらに役割分担意識があったように思います。

いそがしい現役時代がすぎ、第一線をしりぞいた男子、子育てもおわり一息ついた女子、お互い時間の余裕ができたところでクラス会となったのでしょう。頭のうすくなった人、肥満となった人、変わらない人それぞれが歩んできた人生は山坂があっても、会えばすぐに昔にもどれるのです。しかし、すでに亡くなった人、どうしても居所のわからない人、闘病中の人もあります。クラス会はお互いの近況報告をしますが、私に向けられた質問は「どうしたら議員になれるの?」とか「選挙ってどうやるの」とかまじめに聞かれました。何て答えたか覚えていませんが、その気になれば、だれでもやれる、当選するかしないかはやってみなければわからないと答えにならないようなことを言ったかもしれません。

クラス会の話しの中で多いのは自分自身の健康のことそして、親の介護のこと、子どもが結婚しないことです。

特に女子は親の介護のため転居したり、一時実家に帰ってきた人もいて、私達の年代60代半ばは親の介護は女性の役割からぬけだしていません。

そんななか「女子会クラス版」をやろうという話しがもち上がったのです。いつどんな時間帯でという話しになった時、親がデイサービスに行っている昼間ならということでランチタイムに決まったのです。親の介護第一という状況におかれている人が15人中複数人。女子会ランチタイムはもり上がったのですが、親がデイサービスから帰ってくる時間までには帰宅しなくてはという友人の姿に介護の現実をつきつけられました。

さて、私自身はどうかというと98才の夫の母と同居して40年になります。なんとか自分のことは自分でやるということでおばあちゃんは頑張ってくれています。昨年要介護1からなんと要支援2になったのですが、歩きっぷりはますますあやしげになってきています。実家の母89才は昨年入院をくり返し体力・気力もめっきりおとろえ、要支援2から要介護1になってしまいました。現在、一人暮らしで週2回ヘルパーさんに来てもらう生活をしています。今のところ通院する時つきそうくらいでいいのですが、もっと具合が悪くなったらと思うと、家にいたいという母の希望をかなえられるのかわかりません。介護の現実がもう目の前にせまってきています。介護をめぐる介護離職、介護難民、介護虐待、介護のさたも金しい等しい言葉はきかれません。しかし、介護に頑張っている家族の方を私は多く知っています。

いよいよ親の介護が我が身となり、やがては我が身が介護を受ける日も遠からずやってきます。身体がきかなくなっても、認知症になっても最後まで人間らしく生きぬきたいと強く思うこの頃です。

基調講演

21世紀千葉地震に備える ～せまり来る首都直下地震の危機～

都市プランナー 前衆議院議員 **若井 康彦**

再録編集文責：本誌編集部



■はじめに

改めましてこんにちは。若井康彦です。

自治労千葉県本部のみな様には、本当にお世話になっております。今回、自治研千葉集会で、こうした機会をつくっていただきまして、まことにありがとうございます。

先般の総選挙以後、当初まごまごしましたが、この機会に、これまでいくことの叶わなかった、まとまった時間を要するような地に足を運ぶことにし、見聞を広め、改めて勉強しています。今、ひと言でいうと、思い切り羽を伸ばさせていただいています。海外の未知の美しい都市、旧社会主義圏の国々、標高3,000m以上の高地、絶海の島々などいろいろですが、思い返せば自治労のみなさまとは地域づくりを通じておつきあいさせていただいてきました。今、そんな由縁を改めて思い起こしながら、ここに立たせていただいている次第です。

さて、熊本県とは私はかねてから大いに深い関係を有しています。地域づくりセンターの責任者として阿蘇山の真ん中で5年暮らしたこともあり、以来、今もしげく通っています。今回、その地で突然大きな地震が起きてしまいました。5年前の東日本大震災の記憶もまだ冷めやらない中、今度は熊本が被災し、本当に大きなショックでした。当時、政府・与党の立場から、その復旧・復興に懸命に取り組みました。今回はまた、東日本大震災とは異なる多くの側面から復興に取り組んでい

かなければならない様々な課題が浮かび上がってきています。

今年の初め、震災直後に千葉県の地方議員のみなさんと一緒にこの問題を議論したことがありますが、今回、改めて自治労千葉県本部でこの問題に取り組むとのことで、喜んで参上した次第です。

1. 「首都直下地震」は千葉自体が“主戦場”

起きて知る地震への当事者意識

今般のテーマですが、『21世紀千葉地震に備える』と題して、皆さんに問題提起をさせていただくことにしました。実はこの「21世紀千葉地震」という言葉は、正式にはどこにもありません。本来、地震の名称は、気象庁が事後、命名するならわしです。ですからこれでいいかどうか、問題もあると思います。けれども、あえて私は「21世紀千葉地震」というコンセプトで、ふたつの側面から、みなさんと一緒に考えさせていただきたいと思います。

第一は、私も含めて、地震は起きてみないと当事者意識が生まれてこないということです。

第二に、よく言われる「首都直下型地震」では、千葉自体が“主戦場”になりかねないということでもあります。大きく「首都直下」だけでなく、詳しく見れば「東京湾北部地震」といわれている地震もあります。それはまさに「千葉直下」です。「首都圏の端っこで、それにつき合う」というものではありません。

今、私達が非常に近い将来、危惧すべきは、マスコミなどで取沙汰されている「首都直下型地震」ではなく、千葉自体が危機に直面しているのだ、という思いをもってあえて『21世紀千葉地震』というタイトルとさせていただいた次第です。

房総半島は大地震の巣

さて、大正の関東地震、いわゆる「関東大震災」は、数百年に1回という規模の地震ですが、実は「千葉地震」へと連動しています。まず初発の地震は小田原の沖合で起きました。それが三浦半島に飛び火をし、そして今の羽田空港の沖合に波及します。千葉に向かって大きな地震が次々と連発し、近づいてきて、房総南部でも大きな地震が起きました。東京で10万人以上の人々が焼死した結果、そちらにばかり注目がいってありますが、実は房総半島の南部では深刻な被害を被り、住戸がほとんど損壊をしています。館山などでは9割の建物が倒壊という、まさに「千葉地震」というべき状況だったわけです。

さて、**図表1**に1枚の写真を掲げさせていただきました。これは山武市の蓮花寺にある「八十八石仏」という現存している地震津波のモニュメントです。

関東大震災ではありませんが、慶長時代、千葉県東方沖で、大変大きな地震が起き、巨大な津波が発生しました。「津波地震」といって、揺れよ

りも津波の被害が大きいという種類の地震といわれております。「慶長地震」は、東南海に連なる巨大地震でした。さらにその直後、1703年12月31日のことですが、「元禄地震」が発生、マグニチュード8.2という非常に大きな地震で、津波の高さは8mに及んだと言われています。

先般の「東日本」の場合も、震源地から300km離れた銚子の付近まで大きな津波が波及しましたが、「元禄地震」の場合には正面から津波が千葉を襲い、県内で亡くなった人の数は6,534名といわれています。

その時に亡くなった方々を弔った遺跡が例えばこの「八十八石仏」ですが、南房総の各地に存在しています。「八十八石仏」どころか「千人塚」という名のモニュメントが九十九里地域には18カ所あります。「千人塚」とは大げさかと思いますが、実際に1,000人以上の方がそこに祀られている例も少なからず残されています。東日本大震災で千葉は液状化で注目されましたが、実は「津波被災の本場中の本場」といってもいいところです。

この間、東日本大震災までそうした経験を被らずに来たわけですが、一度「千葉地震」が起きれば、まさに「東日本大震災」以上の被災を覚悟しなければいけません。そういう場所だということを共に確認したいと、改めて問題提起させていただきました。千葉県人として、こうした危機に正面から取り組むべきではないか、そんな思いを「千葉地震」という名称に託したいと思います。

図表1 山武市蓮花寺の八十八石仏 (写真)



2. 震災は予告なしにやってくる

熊本地震のあらまし

少し前には、何事もない平和な景色が広がっていた熊本県でしたが、今年の4月14日、大地震が襲いました。**図表2**の写真は、御存じのとおり、被災した熊本城です。17世紀前半にこの城を築いたのは加藤清正ですが、大阪で太閤秀吉の巨大な伏見城が地震で壊滅する、その経験を背負いながら自ら熊本城を築きました。地震には万全のはず

この城が、かくのごとく被災するとは熊本の皆さんも全く想像もしていなかった。

マグニチュード7クラスの地震がふたつ連続で起きました。その間に6.5クラスの地震がいくつもあり、いまだにその余震が続いています。このように連鎖し続ける地震は珍しいのですが、最初の地震ではかろうじて倒壊を免れた建物が、2回目の地震で完全につぶれてしまうという連鎖地震になったわけです。

「震度7」という単位は1985年に設定されましたが、以来、震度7以上の地震は、30年の間に5回しかありません。その五つ目が熊本地震です。1995年の「阪神・淡路大震災」とほぼ同規模の地震がここで起きたということです。最大加速度1,580ガルといたしますと、例えば原発の設計基準の倍近い横揺れ加速度の地震ということになります。

ただ、地震自体で亡くなった方々は50名、ということは「東日本」や「阪神・淡路」と違って、それが唯一の救いといえれば救いですが、一方、道路や鉄道等、多面的な被災をされていて、いまだにその影響が非常に大きく残っているのが現状です。

図表3ですが、たくさんの現場の方が立って見ているのは谷を隔てた国道57号です。熊本県と大分県をつないでいる大動脈ですが、これが山ひとつ大崩壊し、いまだに復旧のめどが立っていません。並行する鉄道も寸断されていて、復旧には恐らく何年もかかるだろうと言われていています。また

ここで橋が崩落しました。今、立っているのは南阿蘇サイドですが、国道57号の走っていた向こう側の北阿蘇サイドと完全に分断されてしまいました。さらにここでアパートが潰れたり、山津波にのまれた学生さんが亡くなっている、そういう場所です。

誰も予想していなかった熊本地震

「熊本地震」からいろんなことが学べると思います。熊本は火山の国です。台風の国です。火山噴火や台風・水害に対しては常日頃、人並み以上に意を払ってきた。その熊本県を思いがけず巨大な地震が襲ったのです。

ちなみに「地震保険料率」というのを御存知でしょうか？「地震保険」に入っておられる方も多いと思うのですが、「地震保険」は「火災保険」に付随して設定されております。実はこれは「国」が関与しておりますので、その基準は「保険会社ごと」ではなくて「全国の地域ごと」に一律に決まっています。今は1から3のランクに分けられていて、実は熊本県が一番低い料率で設定されていました。耐火建築で1,000万円の保険ですと6,500円、非耐火ですと1万600円です。千葉県はいくらだと思いますか？実は千葉県が一番ランクが高い東京都や神奈川県、あるいは静岡県と同じように、耐火建築で2万200円、非耐火で3万2,600円の保険料率が設定されています。

図表2 熊本城崩壊（写真）



図表3 地震で大崩落した国道57号線（写真）



かくほどさように熊本県では地震が起きないという想定で物事が進んでいたのです。それでもこのような地震が起きてしまいました。

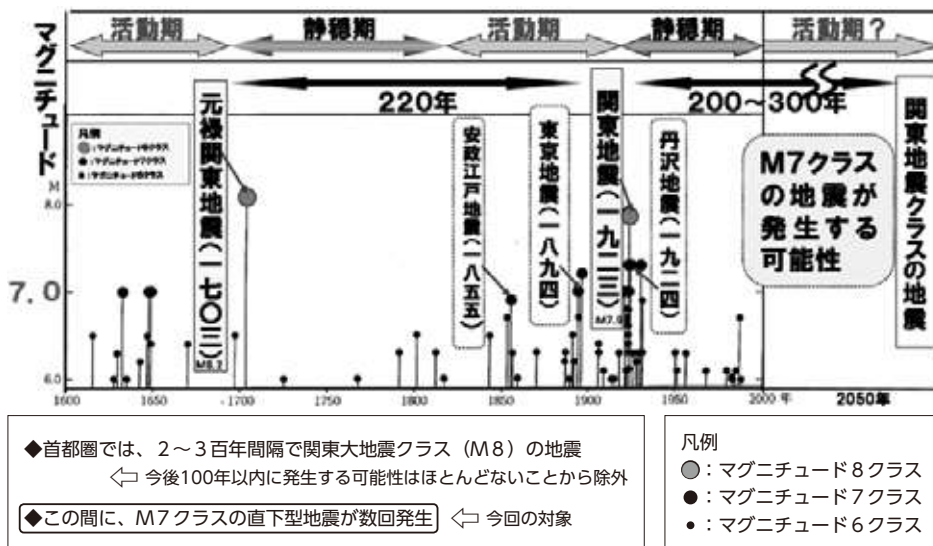
ましてやこの間、千葉県にはあまり大きな地震が来ていませんが、地震の危険はより大きく、潜在的に常に存在するのだ、ということを繰り返し申しあげたい。熊本県の経験を、わが千葉県で、どのように教訓として生かしていくかが課題です。

3. 切迫する首都直下地震

地震は連鎖し、続けてやってくる

地震の発生には波があり、かつ連鎖します。太平洋戦争の陰に隠れて案外知られていませんが、実は1943年から1948年の間は発生期で、マグニチュード6.8から8.0の地震が5回も発生しています。1943年「鳥取地震」はマグニチュード7.2で死者が1,083人。1944年「東南海地震」は7.9で1,223人。1945年「三河地震」は6.8で2,306人。1946年「南海地震」は8.0で1,330人。1948年「福井地震」は7.1で3,769人の死者が出ています、毎年の大地震です。そんなシーズンに今、差し掛かっているのではないか。近づいていないことを祈りつつ、一方で、起きれば起きたでそれなりに対応していかなければなりません。

図表4 南関東で発生した地震（M6以上、1600年以降）



首都直下地震とは何か

「首都直下地震」について簡単にふれたいと思います。「活断層型の地震」とか「トラフ内の地震」とか、いろいろですが、地震というのはいろんなランクの地震が交互に起きる。

図表4を見ていただきたい。アドバルーンが幾つか上がっていますが、最も高いところに上がっている二つのうち右が1923年の「関東大震災」で、マグニチュード7.9。左は先ほど千葉県の津波のお話をいたしましたけれども、「元禄地震」という1703年の地震がマグニチュード8.0です。両者の間隔は200年以上。このランクの地震は、いわゆるプレートテクトニクスの中で、トラフという深いところでプレートに関与して起きる地震です（図表5）。さすがにやはり大きな地震はそう頻発には起きませんが、想定はしておかなければいけないということです。

一方、これまでの経緯を見ると、8.0クラスから1段下がって7.0のラインに横並びに地震が並んでいます。30年ほどの間隔で関東で発生している地震です。これから見ても、南関東では30年以内にマグニチュード7クラスの地震が70%の確率で起きることが想定される。これは活断層—要するにプレートの中にあるひび割れです。

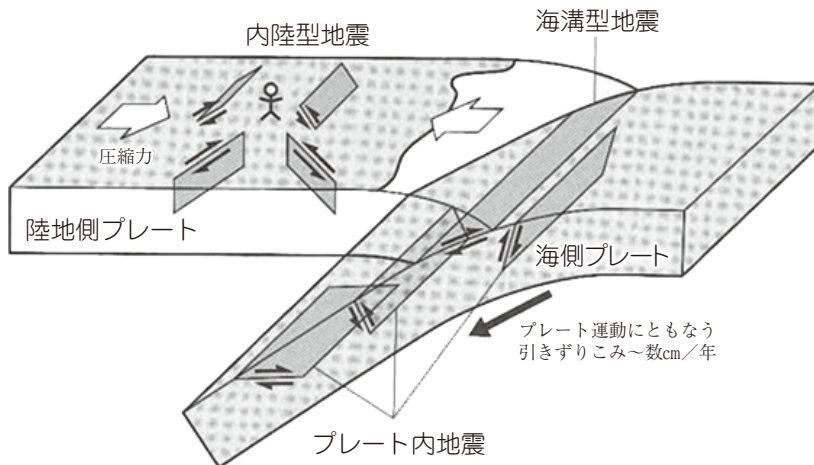
けれども、それが壊れて発生する地震で、これ

は結構な頻度で起きている。

今、心配されているのは、これらの、プレート境界型の地震より少し小さい「活断層による内陸型の地震」といわれている地震がいつ起きてもおかしくないという状況です。

8.0クラスについては、想定はしておかなければいけないけれども、しばらく起きないのではないか。この二つの図については後ほどじっくり見てください。

図表5 プレート地震などの模式図



4. 震災対策の取り組みについて

さて、この70%確率の方の「首都直下地震」が起きた場合、国の有識者会議において、亡くなる方が最悪2万3,000人、経済被害が約95兆円に上るとしています。2004年当時の被害想定では死者11,000人、経済被害は112兆円でしたから、条件設定が少しずつ違いますので、数字は細かいところまではどうかと思いますが、大よそのスケールについては頭に入れておく必要がある。いずれにしても関東全体で数万の方が亡くなりかねない、そういうレベルの地震が来ることを想定する必要がある。このメカニズムの中で、この間隔で、わが千葉県・我が首都圏にどんな地震が起きるのか、想定をしていかなければなりません。

地震被災の主戦場は都市地域

次に「震災対策の取り組み」について考えてみたいと思います。

今日、県および自治体では、震災対策に大変熱心に取り組む、さまざまなわかりやすい資料もつくっておられます。2015年における想定では、現状では千葉県では死者が2,100人に達すると想定されています。これを減らすためにどのような取り組みが必要か。今、一番の議論のテーマです。それについて基本的な視点をいくつか挙げてみました。

第一に、この地震の被害の特徴は都市型の被害だということです。都市型の災害だということを入れておいていただきたい。「関東大震災」では、10万人以上の方が焼死しています。「阪神・淡路大震災」では、6,500の方がお亡くなりになっていますが、その9割の方々が建物による圧死です。そして、御存じのとおり「東日本大震災」では、津波で12,000～13,000の方が亡くなっています。これまでの震災にはいろ

んなパターンがありますけれども、「東日本」以外の地震では、基本的には都市部でたくさんの方が命を落としているというのが特徴です。「阪神・淡路」の5年後に「鳥取西」で大きな地震がありました。同規模ですが、亡くなった方は1人もいなかった。「熊本」では残念なことに、結局150人ぐらいの方が命を落としていますけれども、地震の規模に対して比較的に死者は少なくて済んだのではないかと。いずれにしても、この都市型の災害だということをまず前提に、取り組んでいかなければなりません。

減災を基本に取り組む

次に、どのように取り組むかですが、まず申し上げたいのは、基本は減災が基本ということです。防災ということも大事ですが、完全に被害を防ぐことはできませんので、可能な限りその被害を減らしていくことです。よく言われる「減災」ですが、「東日本」の復興の中でこの論点が非常にクローズアップされてきました。

熊本の航空写真を見て、一面にブルーシートで覆われた状況に、正に壊滅的と感じられた方が多いかもしれません。しかし、建築家の方々の話を聞きますと、「木造建築は、そもそも瓦が落ちるもの」だそうです。瓦が落ちてブルーシートをかぶっている家は、言わば怪我はしたが、瓦が落ちたおかげで命が損なわれることはなかったという

ことです。むしろ被災地で完全につぶれている建物の多くは、屋根はきれいにそのままです。一方、屋根の瓦の一部が落ちている建物は、本体は無事で、これをもう一度復建・復興することは可能なのです。すなわち木造の建築というのは、最もダメージを受けそうな部分、さっと瓦を払い落とし生き延びる構造になっているわけです。

この例を見るまでもなく、防災ということでは100%防ぐことを考えるのではなく、いかにして災害の程度を減らすかという視点から取り組むべきではないかと思います。

まず自らを助く、次にまわりを

また「津波てんでんこ」という言葉があります。「まず自分を助ける」、そして「それから周りに目を配れ」ということです。地震が起きたら初期段階の対応が重要で、その後の展開を左右します。地震の特性はそれぞれ違い、「阪神・淡路」は瞬間的に最初の大きな打撃がきて、それで多くの建物がつぶれました。大きな揺れは5秒ほどと聞いています。一方、「東日本」の場合は3分続き、大津波につながりました。「熊本」の場合は、マグニチュード7.0と7.3が48時間ぐらいの間に続けて来て、その後かなり長い間波状的に続いています。

いずれにしても最初の数分が勝負です。例えば「阪神・淡路」では最初の5秒間、家が倒壊し、圧死という被災が多かった。その一方で、揺れの収まった直後、実は77%の方が近所の方に助けだされています。いわゆる自助・共助・公助という言葉になぞらえると「阪神・淡路」では共助の範囲で77%の方が命を落とさないで済んだわけです。「東日本」では地震を凌いだ後、小学生達を間髪を入れず津波から避難させた中学生が存在した。まず自らの身を助けることが周りを助けることにつながる。対応の手順として、こうした点を基本におく必要があると思います。

さらに、地震で事業が継続できなくなる企業、あるいは組織に関する対策として、そうした企業や組織が“いざ鎌倉”という時に事業が継続でき

るように、BCP（事業継続計画）やBCM（事業継続のマネジメント）といわれる事前の準備をしておくことが大事、ということをつけ加えておきます。

5. 千葉地震に備える

1) 地震の様相 —複合的・同時多発災害

『千葉地震に備える』とは大げさなタイトルですが、そんな視点から整理してみたいと思います。地震は建物崩壊、火災、津波、液状化等、多種多様な形で住民と地域を襲ってくる複合的な災害です。個別の対応と同時に、地域として多面的・有機的に有事に対することが求められています。

建物崩壊と大震火災

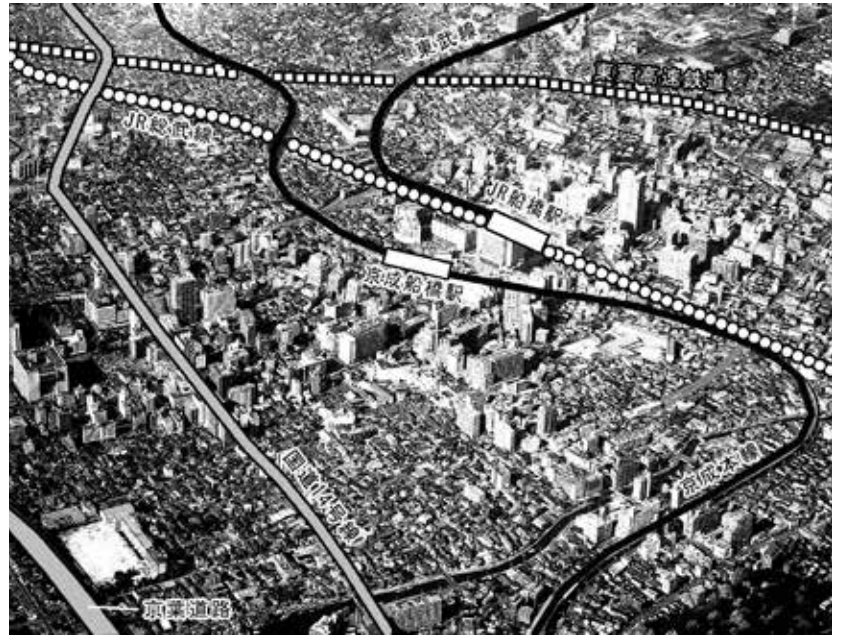
地震災害で最も典型的なのが建物の倒壊で「阪神・淡路」では9割の方がこの建物の倒壊で命を落としました。熊本地震でも多くの建築が倒壊しました。

耐震・耐火についてはだいぶ事業が進んできて、今は全国レベルで、住宅については8割以上、人が集まる施設は85%以上が耐震化されています。反面、危険施設がまだ1割以上残っているということで、これは時間との競争です。この点、さらに目配りをしながら前へ進めなければなりません。

市街地火災も重大です。「関東大震災」では10万人というけた外れの多数の死者が出たのが特徴ですが、地震そのものよりもそれに伴う火災が怖い。一旦、大地震が起きると同時多発で火災が発生します。各地で散発的に多数の小さな火災が生じる。それらを全て消すことができずにいるうちに、瞬く間に延焼し広がっていきます。近接する火災は、お互いに火を呼び合い、やがて合流してひとつになり、延焼していきます。なぜかなのか、そのメカニズムはなかなか説明がむずかしいけれども、要は、火というものは燃えるときに酸素を必要としますが、ところが、燃え盛っていくに従っ

て酸素が足りなくなり、酸素を求めて火が動いていく。別の火事が同じ酸素源に向かって延焼していき、さらに地表面に酸素がなくなって、上空に導かれ、炎が渦となって想像を超える高さに舞い上がって火柱をなし、上空を炎が覆い、酸素を舐め尽くす。地表には酸素が欠乏し、人々は、焼け死ぬというより“酸欠”と一酸化炭素中毒で命を落とす。いわゆる「大震火災」ですが、火が連担をしていくのをどう防ぐかが、一時期、熱心に研究されました。

図表6 船橋市の中心部 (写真)



木造密集市街地

関連して「木造密集市街地」の問題です。古い時代につくられた木造密集市街地は、面的な大火などは逃げるところがありません。火が出ないようにする以外に手がありません。それ自体、大変危険ですが、国交省の基準に従い「木造密集市街地」として全国で500ha近くが指定されています。千葉県にそうした地区がいくつか存在しています。

図表6の航空写真は船橋駅周辺の中心市街地です。この地区には、写真でもおわかりの通り、総武本線・京成本線・東武線・京葉線及び東葉高速鉄道の5本の鉄道、京葉道路、東関東自動車道、R14号、R357号などの道路、重大な交通インフラ、地下には電気、電話、上下水道、ガス等のライフラインが千葉県の喉首ともいえる幅1kmぐらいの非常に狭い領域に集まっています。これらが同時に止まってしまうと地域のみならず、千葉県全体が麻痺してしまいます。こうした地域の安全度をいかにして高めていくか。防災・減災を進めていくか。いかにインフラ機能をキープしていくかが重大な課題になっています。

津波

「東日本」では死者・行方不明者が18,455人、建築物の倒壊・半壊が約40万戸に登るがそのほと

んどが津波被災によるものであることは記憶に新しいところです。千葉県においても旭市において14人の死者が出ましたが、遡って元禄地震では数千人が犠牲になっています。千葉県は津波被災の本場と言って差し支えありません。

液状化

先般の「東日本大震災」ではわが県のみならず、全国各地で液状化の被害がクローズアップされました。我が千葉県も東京湾岸や利根川沿岸で大きな被害を受けたことは先の報告にあった通りです。

東京湾岸、危険物の分布

「危険物の分布」の問題もあります。先般の「東日本大震災」では、震央と言われるところから300kmも400kmも離れているにもかかわらず、石油コンビナート火災が発生し、10日間も消火ができなかったという状況が生じました。人命に関わる大事には至りませんでした。有毒ガスが発生するような事態となれば大事でした。危険物にかかわる地震や津波対策は緊急かつ必須です（これはおそらく消防法の対象領域になると思いますが）。

その点、先般のコスモ石油のLPGタンクの火災は、一つの大きな教訓だったと思います。東京湾岸にこうした施設が密に分布している千葉県であ

りますので、それぞれの該当地域の皆さんには、特にこの点を更にチェックをし、対策の強化をしていただきたいと思います。消防組織法等では「東日本大震災」以後、かなりたくさんの通達・通知等が出されていますが、国から都道府県へ、そして県から市町村へ、対策についてより具体的にわかりやすく示していただく必要がある。また地元住民にも情報を公表し、一方、事業者に対策を徹底・強化していただくための対策を講じる必要があるということでもあります。

帰宅困難

東日本大震災では首都圏全体で515万人が当日、帰宅できない状況となり、千葉県でも約52万人が帰宅困難となりました。帰宅ルート上の地域ではその対策が大きな課題となりました。

孤立集落の問題

さらに、余り議論されていませんが、孤立集落の問題。

このような問題が同時多発的に、組み合わせりながら特定の地区に集中的に発生する恐れがあります。こうした複合被災が集中し発生する地区に、いかに緊急に有効に対応していくか、一番の課題となっています。

2) 震災対策について

千葉県防災支援ネットワーク

「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」では県内に例となる四つの地域があります。一つは、「都市型の大規模災害ゾーン」で、湾岸地域。二つは東葛の柏・松戸といった地域。それから3番目に、「沿岸部の地震津波被災ゾーン」。これは九十九里から房総半島の太平洋岸地域です。そして4番目に、「地域孤立危険ゾーン（仮）」。半島の南部等では幹線道路等が寸断をされて、孤立状況になりそうな地域がいくつもあります。これらに対してそれぞれどんな対応をしていくのか。これがこれからの重点的な検討課題です。

この「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」を詳しく読んでいただきたいと思います。千葉県の場合は、こうしたゾーンが随所に分散して立地しているというのが特徴です。ですから、どこか1箇所の拠点から集中的にそれらの地域に防災対策を講じることはなかなか難しい。それぞれの地域に則してそれぞれの拠点をつくり、そこからどのように手を伸ばしていくかという方向で考えていかざるを得ません。

そこで、このような視点から、それぞれの地域



に暮らしておられるみなさん、そしてそのコアとして自治体のみなさんが「みずからのゾーンにおいてどのような対策を講じるか」、常日頃から対応を考え、方針を立て、シミュレーションし、訓練を積み重ねていただきたいということでもあります。

公共施設の「減築」も一つの方法

今回、熊本県では宇土市の市役所が崩壊し、熊本市立病院が部分的に壊れるなど、公共建築に関わる問題が顕在化しました。これにどう対応していくのか、建替えが手取り早いのですが、予算、時間の制約の中、なかなかそうもいかないというところもある。ひとつの提案ですけれども、例えば、大きな建物の上層階をカットしてしまう、建物を中低層にする、小さくしてしまう方策もあります。7階建てのビルを5階建てにすれば、それだけ荷重が減ります。非常に荷重がかかっている低層部への負荷も減り、相対的に耐震性も上がります。「減築」という言葉も今、建築の世界では普及してきております。増築に対して減築です。7階建てを3階にする、あるいは3階建ての木造住宅を1階にする。これから人口も減ってまいります。施設の需要も、恐らくそれに伴って減ってくる。「減らすことをいかに経済的に成り立たせるのか」という、なかなかむずかしい問題がありますが、古い建物の寿命も延び、無駄をなくす、それだけメリットはふえるというものです。既にたくさんの施設を管理しなければならないという立場にある自治体の皆さんからすれば、今ある建物をもう1回よくチェックする必要があるでしょう。

ふだん全然使われていないスペースがあるのではないか、5階、6階などは単なる倉庫になってしまっているような施設があるのではないか。それをこれからどうするのか、そのことも含めて、こうした「減築」も考えてはどうでしょうか。

津波への対処

東日本大震災の教訓は、津波の規模は想定をは

るかに超えるものだという事です。速やかな避難が最も有効な対策であり、そのために平常時から避難場所やルートの設定と住民への周知を図り、日頃から避難訓練を行うことが求められます。西日本では、津波避難タワーを設けているところもあります。

千葉県の上野市には、「波乗り道路」が造られています。高さは現在、3m程だと思えますが、それよりはるかに高い津波が襲ってくることが容易に予想できます。「元禄地震」ではそういう津波が現実に来ておりますし、しかも一番深いところでは内陸へ6kmも津波が遡上するという状況でした。今、「波乗り道路」の6m以上へのかさ上げ工事が進められていますけれども、完全に防ぐことはなかなか難しいかもしれません。それによって津波のエネルギーを効果的に減らしていくことが、現実的にできることとして大事だと思います。

液状化対策

「液状化」ですが、「東日本」では、千葉県は文字通り「液状化のメッカ」になってしまいました。この「液状化」は、これまで災害対策基本法の中に含まれておらず、国の災害対策上、正面からの対応が欠けていたパターンの災害です。しかし先般の地震で、これが非常に大きな社会全体を揺るがすような被災のパターンだということも明らか

図表7 液状化で浮き出たマンホール（写真）



になりました。当時、私たちは与党の立場から、液状化対策関連法案をつくって問題提起をしましたが、成立せずに終わってしまいました。

当然、国においてもその必要性が認識されており、個別に災害対策基本法の認定基準等の改善をへて、被災住宅・宅地について一定の補助がなされるようになってきています。今後さらに災害対策の1本の柱として、液状化に取り組む必要があり、その方向へむけ、引き続き法制化・制度化を進めていくことが、千葉県にとって大きな課題です。

孤立集落の対策

孤立集落の問題ですが、今年夏の東北の水害では、文字通り1本の道路だけで存立していた集落が何日間も孤立をするケースがたくさん起きました。わが千葉県においても、半島部にはそういったところが多々あると思います。該当の自治体の皆さんは、そうした集落の洗い出しをし、一朝、被災した場合に、国、県も含め、どのような手当を早急にしていけるのか、検討を急いでいただきたいと思います。

救援・救助活動の拠点のネットワーク

最後に、「救援・救助活動の拠点のネットワーク」です。これについては、先ほど三つのゾーンのお話を申し上げたわけですが、地震の被災というのは非常に多面的・複合的ですから、所管の組織で——例えば消防、警察、自衛隊、もちろん自治体の皆さんを含めて——常日ごろからシミュレーション、あるいは訓練を重ねる必要があると思います。この点、今、自治体として相当に物事は進んでいると思いますけれども、さらにこれを前に進めていきたいと思っています。

■終わりに

熊本城の復興のシンボル、飯田丸

図表8に写真を1枚載せておきました。

先ほどの熊本城の話に戻りますけれども、これは「飯田丸の五階櫓」という熊本城の一劃をなす建築です。写真では見えないのですが、この向こう側に5階建ての天守閣のような部分がついている、大変に大きな建物です。右のところは石垣の隅石だけが残っており、今回の地震ではこれが建物の崩壊を支えました。この図を見て「いつ崩れてもおかしくない」と、どなたも感じたと思いますし、「いずれこれも崩壊してしまうのか」と、熊本県人ならずともみんな暗い気持ちになったかもしれません。実は、建物全体が柱ではなく、床板が支えている状態です。建物自体がよほどしっかりしていないと崩落するところでしたが、この状態で踏み止まりました。この建物復元事業が始まっています。7月一杯で倒壊防止の工事が終わり、まずはこの建物は崩壊を免れたといってもいいと思います。

余談ですが、熊本城は、天守閣を囲んで隅々に5箇所も6箇所もこうした小天守閣が囲んでいる不思議なお城ですけれども、実は飯田丸自身は10年前に木造で復元した建物です。重要文化財の「宇土櫓」というほぼ同じ形のものがもう一つ残っています。400年間まったく手をつけずに、石垣も建物もそのまま無事でした。

何でこんな話をしているかといいますと、この建物が崩壊をすれば、恐らく県民はみんなそれ以上に挫けたと思うからです。こういう形で復元が進んでいるということは、単にこの建物が残ると

図表8 飯田丸五階櫓崩壊防止工事（写真）



いう以上に、県民にとっても、そして恐らくテレビを見ているすべての方にとっても、再生を実感させる、大変大きな意義のある出来事じゃないかと私は思っています。文化財の復元というレベルで始まったこの建物再建でしたが、今はそれ以上の意義を有し、復興のシンボルになっているのです。このように損なわれそうになった結果、「地域にとって何が一番大事なのか」を、改めて認識させてくれる、その意味でよい事例なのではないかと思えます。

「復興する」ということが何を意味するのかというのは大変にむずかしい話です。ヨーロッパでは「戦災で壊れたものをそのままの形でもう1回つくり直す」ことが地域の至上課題です。それは、そこに暮らす人にとって一番の価値は何か、を再確認する機会なのではないでしょうか。今、千葉県で、この話題がふさわしいがどうかわかりませんが、「復興」が何を意味するか、常に認識していることが必要ではないでしょうか。

■大地震は大きな時代の曲がり角

災害は大きな時代の曲がり角のきっかけです。

「安政の大地震で明治維新が起きた」というのは言い過ぎかもしれませんが、現実には「安政の大地震」のすぐ後“安政の大獄”が起き、10年後の明治維新に連なります。坂本竜馬は、この安政の江戸地震の直前、自分の国(土佐の国ですが)で「南海大地震」に直面して江戸に出奔し、国に戻った直後、江戸の大地震を経験して人生観が一変、ある意味、違うヒトになってしまったといってもよいのではないかと思います。少なからぬヒトが変わって大きな時代の曲がり角になるということも事実だと思います

それがいつ起きてもおかしくないということを常に覚悟しながら、これからもこの問題に皆さんと一緒に取り組んでいければと考えております。

話がまとまりませんが時間になりましたので、私からの報告とさせていただきます。長時間、御清聴どうもありがとうございました。

講師紹介

わか い やす ひ こ
若井 康彦 氏 都市プランナー 前衆議院議員

1946年、千葉県佐倉市生まれ。1969年、東京大学工学部卒業。(株)日本設計に入社後は、新宿新都心計画、江東防災再開事業や、返還前の沖縄県で那覇新都心計画などに携わる。退社後の1976年、(株)地域計画研究所を設立。都市プランナーとして各地のまちづくりや過疎化対策に取り組む。1996年、財団法人阿蘇地域振興デザインセンターの事務局長に就任。

衆議院議員（3期）、国土交通大臣政務官（野田第3次改造内閣）を歴任。

第10回千葉県地方自治研究集会

パネルディスカッション

司会 宮崎 伸光 千葉県地方自治研究センター 理事長
 コメンテーター 若井 康彦 都市プランナー 前衆議院議員
 パネラー 浅尾 一已 千葉県防災政策課政策班主幹
 吉田 博之 香取市企画政策課政策班長
 岡野 純子 浦安市議会議員
 総合司会 金木 正典 自治労千葉県本部副委員長



総合司会 これよりパネルディスカッションに入ります。コメンテーター、パネラーの皆さんを紹介いたします。

コメンテーターとして、先ほど講演いただきました若井康彦様です。

続きまして3名のパネラーを紹介いたします。

千葉県防災政策課政策班主幹の浅尾一已様。

浦安市議会議員の岡野純子様。

香取市企画政策課政策班長の吉田博之様。

以上です。司会は、千葉県地方自治研究センターの宮崎伸光理事長をお願いしております。宮崎先生には、その後の会場との意見交換を含めて、進行をお願いします。それでは宮崎先生、よろしく願いいたします。

○宮崎 今、御紹介いただきました宮崎でございます。

先ほどの若井さんの基調報告で問題提起をいただきましたが、それを受けまして、これからパネルディスカッションを進めてまいりたいと思います。

これからそれぞれパネリストの皆さんに、これ

までの大震災で、「災害があったときに、実際にどうだったのか」ということを今振り返ってみて、改めてのお話をしていただこうかと思っております。

まず最初に、千葉県の防災行政担当の浅尾さんから、御報告をよろしく願いいたします。

○浅尾

私、実は防災関係に長く携わっておりまして、「阪神・淡路大震災」から20年ぐらい担当しています。最初は、専門が地質ということもあり、活断層とか、地下構造、地盤の状況をいろいろ調査してきました。その間に新潟県の「中越地震」、「東日本大震災」ですとか、はたまた「熊本大地震」とみてきました。「阪神・淡路大震災」のときも、防災を担当している間に「こんな地震の被害を見ることはないな」と思っていたのですが、何回も同じような被害を見ることになりました。

■千葉県の主な被害地震

図表1は、「千葉県が被害を受けた地震」の年表になっております。このうち、「慶長地震」は、

コメンテーター



若井 康彦 基調講演者
都市プランナー 前衆議院議員

パネラー



浅尾 一已
千葉県防災政策課政策班主幹



吉田 博之
香取市企画政策課政策班長



岡野 純子
浦安市議会議員

図表1 千葉県の主な被害地震

発生日月日	マグニチュード	震央・県内最大震度	被害の概要
1605年2.3 慶長地震 (慶長9年12月16日) ※	7.9	房総沖ほか・?	山くずれ多数、死者多数、 房総半島東に大津波
1677年11.4 延宝地震 (延宝5年10月9日) ※	7.4	茨城県沖ほか・VI	房総沿岸に大津波、水死者200余名
1703年12.31 元禄地震 (元禄16年11月23日) ※	8.2	房総沖・VI	房総沿岸に大津波、津波による被害大、 死者多数
1855年11.11 安政江戸地震 (安政2年10月2日)	6.9	埼玉県東南部・VI	下総地方を中心に、死者20名、 家屋全壊82棟
1923年9.1 大正関東地震 (大正12年9月1日) ※	7.9	相模湾・VI	県全体で死者1,335名、行方不明者7名、 家屋被害大、三芳村で地震断層生じる
1987年12.17 千葉県東方沖地震 (昭和62年12月17日)	6.7	千葉県東方沖・V	県全体で死者2名、家屋被害、停電、 ガス被害大
2011年3.11 東北地方太平洋沖地震 (平成23年3月11日) ※	9.0	三陸沖・VI弱	県全体で死者22名、行方不明者2名、 負傷者256名、津波・液状化被害

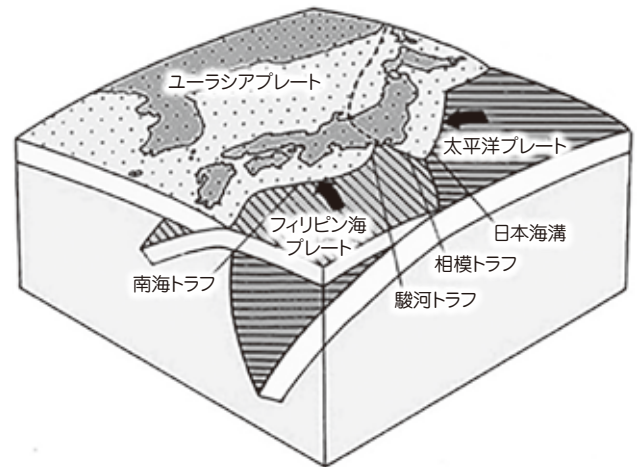
- ①千葉県には大きな被害を伴うような記録は少ない。ただし、古い地震は、記録が残っていない(地形に残るのみ)。
- ②活断層による被害記録は無い。
- ③安政江戸地震以外は、南房総、外房、九十九里地域で被害。

震源は分かりませんが、古文書には書かれています。それ以降、「延宝」、「元禄」、「安政」、「江戸」、「大正関東」、「千葉県東方沖」、「東北地方太平洋沖地震」大きな被害が出てきました。実際に記録が残っているのは、「大正関東」以降です。それ以前につきましては、実は古文書等書いているとか、碑に残っていると、そういうものの寄せ集めという形になります。

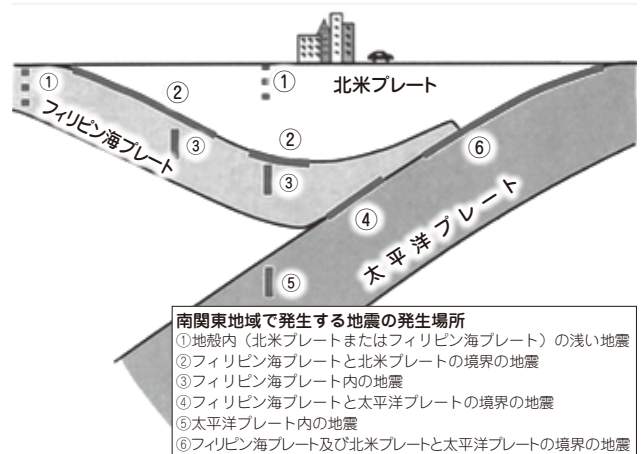
図表1で※をつけた五つの地震は「プレートの境界で起こる地震」です。「プレートの境界で起こる地震」というのは、非常にマグニチュードが大きくなるということと、基本的には津波を伴ってくる地震が多いということが特徴となっております。千葉県に大きな被害を起こした地震というのは、「プレート境界の地震」であったと思います。

図表2はプレートがどのようになっているかをあらわしています。陸のプレートに対してフィリピン海プレートがもぐり込んで、その下に太平洋プレートがもぐりこむという状況が、千葉県周辺の状況です。これを断面に切ったものが図表3になります。①が、陸のプレートのところで

図表2 プレートテクトニクスと地震の発生



図表3 千葉県周辺の断面図



- 南関東地域で発生する地震の発生場所
- ①地殻内(北米プレートまたはフィリピン海プレート)の浅い地震
 - ②フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震
 - ③フィリピン海プレート内の地震
 - ④フィリピン海プレートと太平洋プレートの境界の地震
 - ⑤太平洋プレート内の地震
 - ⑥フィリピン海プレート及び北米プレートと太平洋プレートの境界の地震

起こる地震です。これはどちらかという「活断層型の地震」になります。いわゆる熊本の地震はこのタイプです。②、④、⑥というのが、それぞれのプレートの境界で起きる地震ですので、これを「プレート境界の地震」。③、⑤については「プレート内の地震」と考えられております。

「プレート境界の地震」というのは、太平洋プレートとフィリピン海プレート、フィリピン海プレートと陸のプレートという形で、それぞれの境界で起きていますが、千葉県の場合は活断層が確認されていませんので、①以外のタイプの地震ではないかと思えます。プレート境界というのは「元緑地地震」や、「大正関東地震」などの地震であります。あとは、太平洋プレートがもぐりこむときに遠方地震という形になります。

南関東直下型地震30年間で70%の可能性

今、近い時期に起きるであろうと言われている南関東直下、いわゆる「首都直下地震」というのは、③の「プレート内の地震」ではないかということが、国のほうで言われております。それでは「30年で70%」って、どのように出したのかと言いますと、**図表4**にあります、四角く区切られていますこのエリアの中で起きる地震の発生確率が70%

図表4 南関東直下地震の地域



ですよという意味です。ですから神奈川で起きるか、千葉で起きるか、埼玉で起きるか、それもわかりません。東京で起きるかもわかりません。全部合わせて、どこかで起きる確率が70%とされています。

30年間というのは、どうやって計算しているのか。このマルのところは震源となるのは、大体マグニチュード6.7からマグニチュード7.0ぐらいの地震です。これはある程度はっきり、「この場所で起きました。また震源として深さはどのぐらいです」というデータを、国は持っています。それぞれを計算すると、大体27年～28年に1回ぐらいの間隔で発生していることになります。このような計算に基づいて、「このエリアの中で、30年間に70%ぐらいの発生確率で地震が起きる」といっております。

東葛、葛南地域の地震がもっとも被害が大きい

千葉県でもこの試算に基づいて、2016年5月にどこで起きると被害が大きくなるのかという被害想定調査を公表させていただきました。**(図表5)**「千葉県北西部直下地震」については、千葉県の人口分布ですとか建物の集中度等を見れば、東葛・葛南地域で起きた場合が、やはり一番大きな被害が出るであろうということを想定した地震です。場所としては、震源が千葉市と習志野市の境界付近で起きると、最大の震度で6強ぐらいとなります。陸の地震なので、津波は発生しないということで計算をしました。

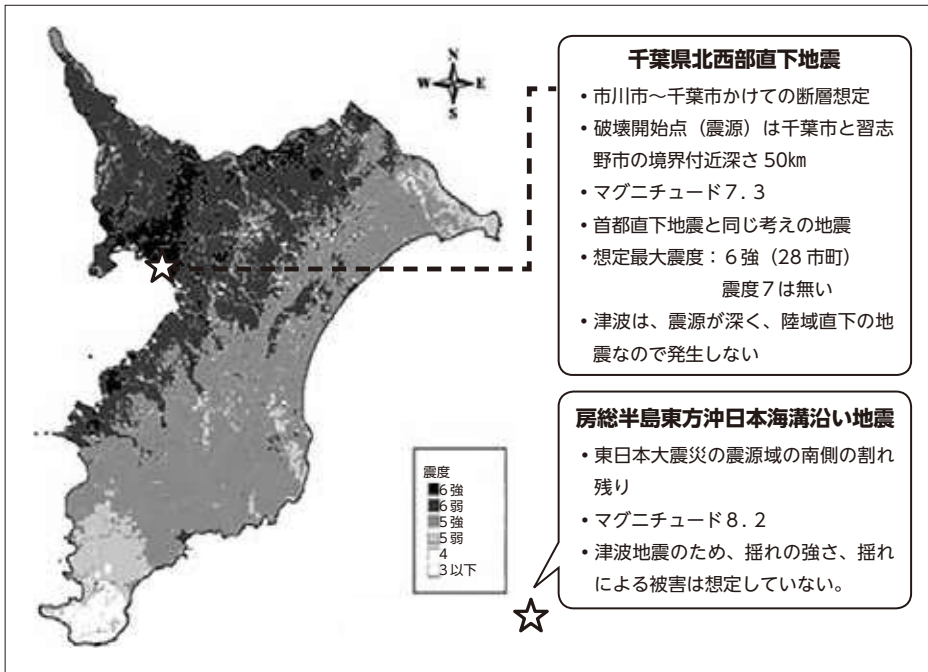
それから「房総半島東方沖・日本海溝沿い地震」という、すごく長ったらしい名前を付けた地震を想定しています。これは「東日本大震災」、つまり「東北地方太平洋沖地震」での震源域というのは、実は岩手県の北から茨城県の南の、ちょうど銚子のところまで太平洋プレートの境界が割れていますが、「そこから南側は割れていない。ということは、割れ残りがあるであろう」と言われております。そうすると、5年前に割れた、その割れ残りがまだ残っていますので、もし割れるとすると、この図面というところを震源とし

てマグニチュード8.2ぐらいの地震が想定されています。これは震源から遠いので、揺れそのものはそんなに大きくなりませんが、津波を伴う地震であるということで地震の被害想定を行っております。

「県北西部直下地震」について被害量を求めたものが、**図表6**になります。死者も2,000人ぐらい、全壊焼失が8万戸以上という非常に大きな被害が出るであろうと想像できます。「2,000の方が亡くられますよ」と話しても、自分が亡くなるとする人はまずいません。

いろいろな場でお話をさせていただきますが、このような被害想定をお話しても、なかなか現実のものと考えてもらえません。できれば「自分の家が何か被災をしたら、どのようになるのか」と考えていただければと思っています。

図表5 被害想定対象地震と直下地震の震度分布
(千葉県地震被害想定調査より)



緊急時はまず自助が大切

次に「地域防災計画」というものを策定して、防災の基本計画としております。災害対策基本法という法律が、昭和36年につくられております。これは「伊勢湾

図表6 県北西部直下地震による被害 (千葉県地震被害想定調査より)

建物被害	全壊・焼失棟数	約 81,200 棟
	半壊棟数	約 150,700 棟
人的被害	死者数	約 2,100 人
	負傷者数	約 25,100 人
	避難者数	約 806,600 人
	帰宅困難者数（最大）	約 1,477,000 人
ライフライン被害	電力被害（供給停止率）	約 49%
	上水道被害（機能支障人口）	約 2,612,200 人
	都市ガス（停止戸数）	約 479,000 戸
	L P ガス（機能障害世帯数）	約 82,100 世帯
	エレベーター停止台数	約 2,500 台
	携帯電話（停波基地局）	約 46%
	災害廃棄物	約 7,789,300m ³
経済被害額	全体（直接被害）	約 8.14 兆円
石油コンビナート被害	火災件数	1 件程度
	油等流出件数	9 件程度

台風」により甚大な被害が発生したことにともない災害の対策の基本法を策定したということです。国がつくった法律の中で、千葉県の防災対策をつくるという計画です。「県は、防災関係機関及び他の公共団体の協力を得て、住民の生命・身体及び財産を災害から守り、県民が安心して暮らせる千葉県をつくるために策定する」という、非常に崇高な前文となっております。「生命・身体及び財産を守る」ということは、なかなかむずかしいのですが、やはりこの順番で「生命を守る、身体を守る、しばらくおいて、及び財産を守る」とならざるを得ないと思います。

防災関係機関というのは、少し前までは、このような公共機関ですとか自治体

ですとか、災害に関係するところが防災関係機関といわれておりました。最近はこの中にボランティアですとか県民が入ってきております。ですから「地域防災計画」の策定に、県民の方から意見をいただいたりすることもありますし、いろいろな形で参画していただいています。自分たちが自分たちの生命・財産を守る、命を守っていくというように、計画自体も変わっております。

予防、応急対策、災害復旧という観点から減災目標がたてられています。地域防災計画は、毎年修正することはできるとなっておりますけれども、国の動きですとか、大きな災害が起きたら、その対応を反映させて修正を行うという形で、大体2年に一回か、3年に一回ぐらいは、地震のほうの災害修正を行ってきております。国・県・市町村は、何かあったときにはそれぞれが補完しあうような関係になりますので、国が中央防災会議で決めた防災基本計画に抵触しないように、県が地域防災計画をつくり、県の地域防災計画の問題にならないように、市町村も自分たちで地域防災計画をつくるという形になります。

これは当たり前のことですけれども、公助・共助・自助というのが三位一体の形で対策を進めないと、生命・身体・財産が守れません。特に「阪神・淡路大震災」以降ですけれども、自助がまず一番大事となっています。やはり公が入っていくには時間がかかりますし、まず、どうにか自助で自分の身を守る、次に、共助・公助が入ってきます。

どこでもそうですけれども、図体が大きくなればなるほど、対応が遅くなります。身軽な共助が支援していけば、図体が大きいものがあとから入ってくるような形になります。地域防災力の向上にむけて、今いろいろ施策をつくって、防災基本条例を策定しています。理念条例ではありますけれども、現在の対策を進めていきたいということで、県で作業を進めております。

○宮崎 はい、どうもありがとうございます。

それでは次は、今度は市の行政ということで、香取市の吉田さんから御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

■香取市の震災被害状況

○吉田 香取市の吉田です。どうぞよろしくお願ひします。私のほうからは「東日本大震災」での香取市内全体の被害状況と、佐原の町並みの被害状況を合わせて御説明させていただきます。発災当時、私は当時の建設部の都市整備課に在籍しておりました。この都市整備課の業務の一環といたしまして、平成8年に関東地方で初めて重要伝統的建造物群保護地区に制定された佐原の町並みにおける、町並み保存、町づくり、景観の保持等を担当しておりました。香取市において、「東日本大震災」の震度は5強でした。香取市は、ご存知のとおり液状化被害にあっております。浦安市さんほどではありませんが、被害の面積としては約3,500ヘクタール、約5,000棟の建物被害。それから顕著なものとしては、河川の河床隆起等がありました。農地の被害としては、作付不能面積が当時で2,500ヘクタールというような状況でした。

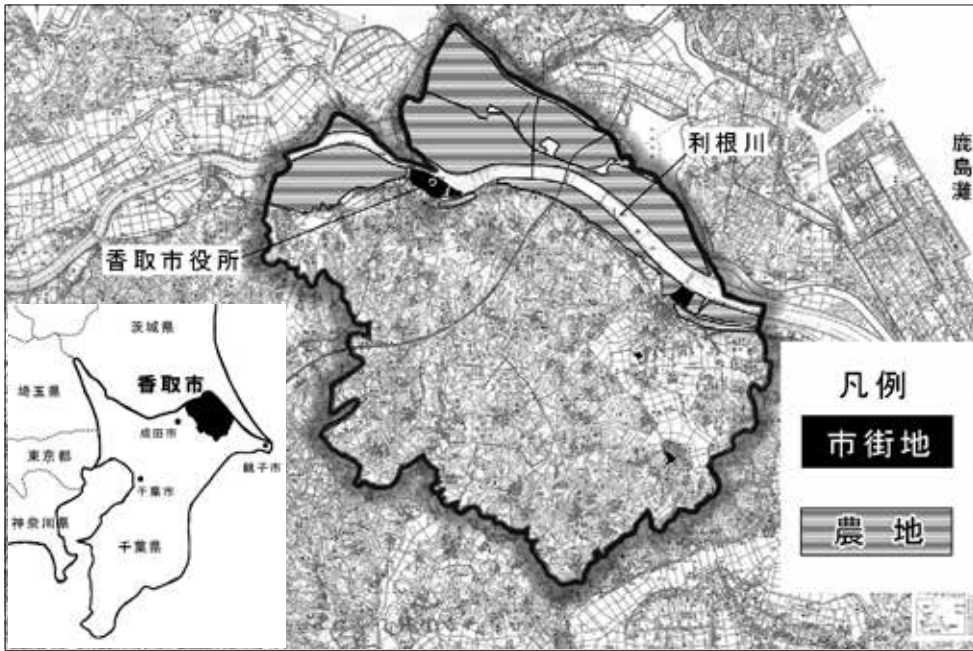
利根川左岸域の被害状況

香取市内の被害状況を振り返ってみますと、大体この市の北部にあります利根川左岸域、利根川右岸域、それと佐原の町並みにおいて顕著な被害がありました（**図表7**）。まずは利根川左岸域ですが、この色が濃い部分は、江戸幕府の利根川東遷事業によって顕著に陸地化してきたところで、それ以前は中世を通じて“香取の海”というように称されていたところでした。陸地化するに伴いまして、砂洲状となっているところに集落が展開しているというような状況です。

この地区の被害を見ますと建物被害が多数あります。**図表8**は新島地区の古い民家が地震動により完全に崩壊した事例です。それから古利根川の堤防ですが、大規模に地割れを起こして機能不全になってしまい、地盤被害も顕著だったというエリアで、香取市内で一番被害が大きかった地区です。

図表9は、奥に見えていますのが築80年前後の農家型の建物ですが、ごらんのように基礎に向かいまして地割れと段差ができています。この段差は

図表7 東日本大震災による香取市内液状化発生区域



ピキピキと音がしていました。そのような状況で写真に写っている、この所有者の方には、何と云って声をかけて慰めていいのかわからず、言葉を失ってしまったような状況でした。

私は町並み担当であると同時に建築行政所管部門に所属しておりましたので、ほぼ全市域で建物被害を見て回りました。

60センチを超しているような状況でした。古い建物ですので、コンクリート基礎を持たずに礎石の上に立っており、いわゆる“また裂き”のような状況になっています。これは被害調査を行ったとき、家屋に立ち入るのも危険な状況で、パキパキ、

利根川右岸域の被害状況

続いて利根川右岸域です。こちらのほうには香取市役所があり、都市化・市街地化された新興住宅街がある地域です。この地域も大規模な液状化被害を受けました。ここは、明治以降になって埋め立てがされたところです。

図表10は、地中から湧き出した砂、噴砂というのですが、これが道路に降り積もっていて、その除去作業をしているところです。この写真のとおり、電柱が傾いてしまっており、電線が道路をふさいでしまって、通行不能になっていました。噴砂によって、市街地が40センチから50センチぐらい埋まってしまいました。一見すると、人が立つ

図表8 利根川左岸(新島地区)液状化被害①(写真)



図表9 利根川左岸(新島地区)液状化被害②(写真)



図表10 利根川右岸(下川岸地区)の液状化被害(写真)



ている何でもないような写真ですが、ここでは60センチぐらい噴砂が積もっております。写真に写っている平屋の建物は瓦一枚落ちていませんが、このように傾いてしまっており、もはや生活不能でありますし、これでは建物としての機能も果たしていません。

このような都市型の被害を受けておりましたが、発災当初、被災者生活再建支援法による罹災判定の基準には、液状化が全く考慮されていませんでした。その後改正されて救済されたわけですが、我々が最後までこだわっておりましたのは、この「類型Ⅲ」という被害状況です（図表11）。この被害判定を覆すべく、4月いっぱい、喧喧諤々内閣府とのやり取りを行っておりました。

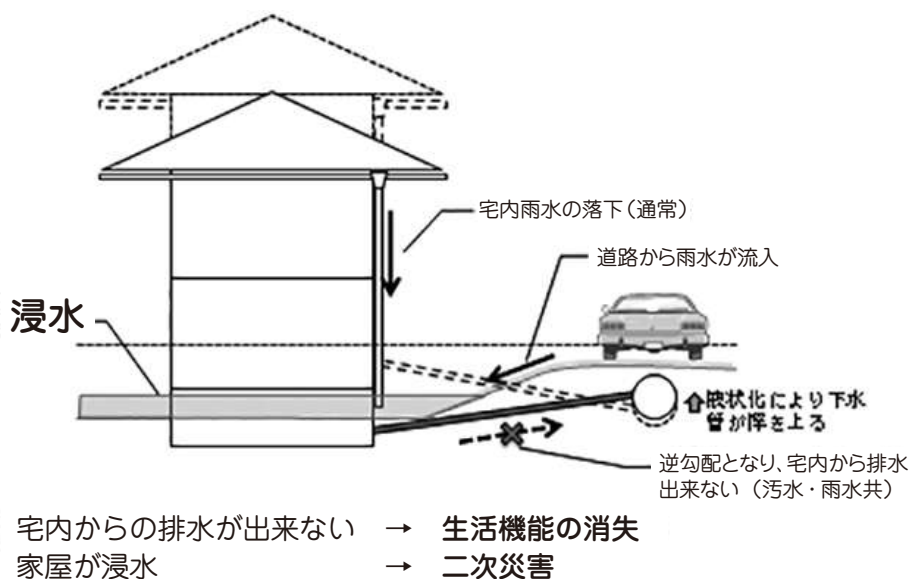
当時、香取市に着任していた副市長も国交省から来た「キャリア」でして、なんとかこの被災状況を改善すべく、罹災判定の基準を変えようと努力しました。結果的に傾きがなければ被害認定されないということになりましたが、香取市内の液状化被害で事例が多かったのがこの建物が垂直に沈下してしまうという事例です。

この事例は、垂直に沈下することによって下水や排水ができない。それから雨水が基礎部分にたまってしまい、生活機能が喪失してしまっているというものです。

そのような状況の写真が図表12です。実はこのお宅では、震災以前は60センチぐらい盛り土をしていました。道路より高かったんですが、震災で沈下してしましまして、雨が降るたびに浸水にみまわれておりました。

次にご覧いただきますのが、利根川右岸の中でも、もっとも被害が激しかった大規模な側方流動にみまわれました小野川の河口部分です（図表13）。こちらは、河床から砂が吹き上がってしま

図表11 類型Ⅲにおける被害の具体例



図表12 未曾有の液状化被害—垂直沈下型被害(写真)



図表13 利根川右岸(小野川河口付近)の液状化被害(写真)



いまして、水が全く流れなくなってしまいました。それから、この矢印方向のこちら側に地盤が押さ

れて、川幅が狭まってしまったということです。当然、側方流動で川幅が狭まりましたので、それにつられて地盤が動いております。このように市道に大規模な亀裂が入ってしまって、通行止めになってしまいました。川沿いに建っていた建物も地盤にひきずられて、このように“また裂き状態”になってしまっています。これは護岸が壊れてしまった状況ですね。現在、ここの道路については復旧しております。この付近の復旧方法については、地方自治研究全国集会において、香取市職員組合の坂本興久が、この川の地盤を強化しまして、側方流動に二度とみまわれぬような対策の概要をレポートしていますのでそちらをご参照ください。

町並みの被害状況

さて町並みの被害状況ですが、佐原の町並みは、おおむね江戸時代後期から昭和の前期までの木造家屋が密集している地域です。こちらは千葉県指定文化財の立ち並ぶ香取街道沿いの立ち並びですが、このように屋根被害がありました（図表14）。これは県指定文化財の正上醤油店ですけれども、やはり屋根被害を受けています。他の伝統的建造物も同様に屋根に被害を受けています。

重要伝統的建造物群保存地区の被害状況は、メディアからも着目されておりましたので、盛んに報道されました。発災直後から取材が殺到しまして、おかげで佐原の町並み復旧という気運が盛り上がったのですが、反面、周辺地区の被災者からは町並みばかりが注目されることへの不満が高まっておりました。その背景にあったのが、復旧支援措置です。先ほどの被災者生活再建支援法が改正されたのは5月2日だったと思いますけれども、平成23年5月2日以前には、大規模な被害を受けていても、液状化地区では、「一部損壊」または、せいぜい「半壊」程度でありまして、救済措置が何もない状況でした。

そのような中で、佐原の町並みは、これまで景観や町並みを保存するために多大な助成金を活用して守ってきたわけで、佐原の町並みの復旧を促

進するために、「助成制度の全容を明らかにして、それで住民の、町並みに居住している方々を安心させろ」という圧力的要望があったのです。しかし、周辺地区の不満が爆発すると、今後は町並み保存に対する市民の理解を得られなくなるということが予測されました。対応を誤れば、これまで20数年に亘って取り組んできた、町並み保存制度が瓦解してしまうという危機に直面していたのです。

結果的には、圧力に屈しなかったこと、被災者生活再建支援法が改正されたこと、町並みの建物修理に多大な時間と個人負担を要したことなどから、制度存続の危機を脱することができたわけです。

さて、佐原の町並みについては、発災直後から被害状況を確認いたしまして、4月13日ごろから修理方針を順次立てて活動していきました。先ほど申し上げた状況から、地味に粛々と行っていた訳ですが、その主体となったのが「佐原町屋研究会」という団体です。この団体は、平成21年に「新潟中越沖地震」に危機感を抱いた、設計士さん、建築士さんなど、町並みに関連する業種の方々を集めて組織した民間団体です。今回のような大規模災害に見舞われたとき、行政のヒューマンパワーが不足することは十分に予測されましたので、いざという時は行政に代わって力を発揮して欲しい、そのような目的をもって団体を設立するとともにスキルを高める支援を行っておりました。

この研究会は、「佐原の町並みの木造建築が、地震に対して弱いだらう」というような評価が、現行の建築基準法ではそのように判定されますが、

図表14 佐原の町並みの被害状況（写真）



決してそうではないということを証明することを主な活動としております。具体的には、“実物大の木組み”を構えまして、それを実験で揺すってみて、静加力実験と言うのですが、そのデータを集めて、解析して、伝統的な建物の良さを損なわない耐震補強の方法を開発しようとしておりました。残念ながら、この途中で地震に見舞われてしまったわけです。しかし、結果的に、この団体が存在したおかげで、佐原町の復旧が進みました。

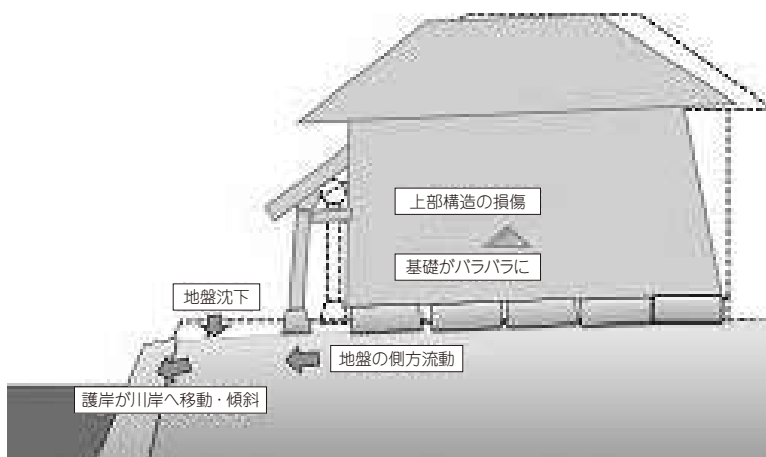
復旧に際する研究会の活動の一端ですが、これは主に建築士さんが行っていますが、個々に被害家屋に立ち入って、どんな損傷を受けているかという調査を行っております。その結果、柱が折損するとか、基礎が崩壊したなどの構造的に深刻なダメージは特にはなかった。先ほどの一見派手に壊れた屋根の部分っていうのは、「二次部材」って言いますが、十分に復旧が可能という状況だとわかりました。

時間がなくなりましたが、佐原町並みの建物ですが、根本的な修理を行っていない建物の多くは、基礎部分が礎石となっています。地盤被害があると、揺すられて壊れてしまう。これを模式的に示したのが**図表15**です。先ほどの利根川右・左岸の建物で基礎が礎石であったものと同じ状況になってしまいますが、これが実はコンクリートベタ基礎を打って根本修理をしたものは、被害を免れていました。佐原の町並みでは、こういう工法を推奨して、二度と被害に遭わないようにという努力を行っております。

それから市内全域では、地域住宅交付金等を活用しまして、建物の耐震補強を行うと同時に、今年度からは義援金を基金として使って、「液状化対策」の助成事業等々も行っております。

最後に、被害調査を行っておりますと、多くの方々が、応急危険度判定と罹災判定を混同されておりました。「応急危険度判定とすると、罹災判定がされて救援される」というようにこのことがトラブルの原因になっておりましたので、調査先で

図表15 佐原町屋研究会の対応（被害状況調査）



逐次説明すると同時に、ワンストップで他の情報を提供することを心がけて活動をしておりました。

また、通例、発生後の2週間から1か月ほどで、応急危険度判定の調査は終了させるわけですが、調査に行き、被災された方に一声かけてあげると、だいぶ安心されるということがありましたので、なかなかやめられずに結局7月ぐらいまでやっておりました。途中から、調査の趣旨が被災者の不安を和らげることに変わっていったわけです。総件数は、応急危険度判定で3,000件以上行ったのではないかと考えております。

時間となりましたので、これで終わりにさせていただきます。

○宮崎 どうもありがとうございました。それでは続いて浦安市議会議員の岡野さんから御報告いただきます。

■浦安市の液状化被害

○岡野 皆さんこんにちは。御紹介いただきました、浦安市議会議員の岡野と申します。

私は被災をした自治体の議員という立場で、浦安市が当時どういう現状であったのかという現場の話と、議員として復旧・復興活動を見てきて感じた課題などについて、皆様にお話したいと思います。

まず「浦安市の概要」なんですが、浦安市は非

常に小さい町で“4×4km四方”のコンパクトな町です。しかもそのうちの“1×1km”はディズニーストリートですから、その他の限られた区域に16万人の住民が住む人口密度の高い街です。しかもその町が三つに分かれておりまして、行政区分で「元町」「中町」「新町」というように言っています。もともと土地があったのは「元町」のところだけ。漁師町だった旧市街地だけに土地があって、「中町」が第一期埋め立て。私は第二期に埋め立てられた「新町」という地域に住んでいます。

市のハザードマップなどによると、もともと「地震のときに被害があるだろう」と想定されていたのは、木造密集市街地がある「元町」のところでした。しかし「東日本大震災」では、「元町」は全く無傷でありまして、「中町」「新町」が全域で液状化をしたという、想定とは大きく異なった被害でした。浦安市は最大震度が5強で、その29分後に5弱の余震がありました。先ほど来の話がありますが、揺れが非常に長かった。大きく横に長い時間揺れるという液状化が起こりやすい種類の地震であったということが言えます。

私の話ですけれども、いま小学校に上がっている当時2歳だった長女が熱を出して家におりましたので、偶然、私も在宅をしていました。私は28階建てのマンションの19階に住んでいるのですが、自分の感覚としては、もうメトロノームのように揺れているような…。高層マンションというのは、揺れることによってパワーを逃がして倒壊しないような工夫がされていると、頭の中では分かっているのですが、次の揺れで「ポキッ」と折れてしまうんじゃないかとおそれる程の揺れでした。ガラス棚は中の食器と一緒に全部粉々になって、家中ガラスの破片だらけというような状況で、熱が出た娘と薬と水だけ持って、19階から余震におびえながら階段で下に降りて行きました。

すると、みんな下に集まっていて、

あっちこっちで「これは何だ?」とか、「液状化だ」とか、いろんな声が聞こえるわけです。マンションそのものは液状化対策をしているんですけども、その周りの地面のところどころから、噴水のように泥水が上がっていました。路面に書かれた道路のラインや案内表示が全く見えないぐらい溜まり、目測ですが多分20cm程度の汚泥が積もりました。海の向こうでは市原のコンビナートから火災が起こっていて、まるで“この世の終わり”のような状況だったと、今でも思い出すと嫌な汗が出るような経験でした。

市域の86%が液状化被害

結果、浦安はどのような被害だったかということ、市域の86%が液状化被害にあいました。棟数でいうと9,154棟。今回の「東日本大震災」で液状化をしたのが合計2万7千棟ということですので、その約3分の1が浦安での被害ということになります。これは記録に残っている上では、世界最大の液状化被害だと言われております。

ここから浦安市は、復旧・復興に向けて立ち向かっていかなければならないのですが、先ほど来、話にあります、大きな苦境が浦安市の復興を阻むこととなります。それが「災害救助法の壁」でありました。災害救助法の中では、液状化の想定はなく、適応の要件は、「市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失」です。——この「滅失」

図表16 傾いたバス停（写真）



というところが、液状化被害に合致しないところでありました。滅失ですから倒壊をすとか、火災で燃えてしまうということが、地震の被害として想定されており液状化のように無傷のまま、またはちょっとひびが入ったくらいで「傾く」という種類の被害は、全くの想定外だったわけです。

そういった中で、しかしながら応急復旧をしていかなければならない。結局、私どもの町に災害救助法が適用されるようになったのは2週間後でしたが、その2週間、避難所の開設からライフラインの応急復旧のすべて、国からの補助金がゼロに近い状況の中で、「もしかすると全部自力でやらなければならない」という不安を併せ持った応急復旧作業でありました。

液状化ですから、地面の下が全滅するわけです。ガス、上水道、下水道というのが86%の地域で、ほぼ使えなくなりました。唯一、電気だけは使える状況でしたが、浦安市には災害救助法の適用がされていませんでしたので、当時、「計画停電」をしていた対象地域に浦安も入りまして、「ガスが使えず、上水・下水もダメ」という中で、さらに「電気まで止められる」という八方ふさがりな状況になりました。

川を隔てた隣の江戸川区や市川といった被害がほとんどなかった地域に電気がついていて、多くの人が避難所に身を寄せる浦安では計画停電が行われる、そんな不条理を、みんなで涙を流しながら「何で今のこの状況が国に伝わらないんだろ

う？」という話をしたことを覚えています。先ほどこから“地味な被害”というお話がありますが、それだけ地味で見えにくくて、理解をしてもらえにくいというのが、液状化の特徴だと、当時を振り返ると強く思います。

ライフラインの応急復旧が完全に終わったのは、一番早いガスで3月30日、下水道が4月15日でした。つまり3月11日から1か月以上、下水道が使えませんでした。我々は水というと、日ごろは飲み水や手洗いといった上水のほうを意識してしまいがちだと思います。しかし、上水というのは備蓄や救援物資で、何とかなるところもあります。ところが案外困るのが下水です。当然、飲めば出ますし、洗えば流しますから、下水が使えないというのがこんなに困るものなのかと思知らされました。もちろん、お風呂に入れませんから、皆、都内の友人の家や、遠くの銭湯などに週に2回ほど通ってなんとか衛生を保ちました。

そんな中では三度の食事もつくれません。計画停電の時以外は電気が辛うじて使えたので、電子レンジで調理が出来る献立を考え、洗い物を出さないように食器にサランラップを敷いて、食べ終わったらラップを捨てるという工夫をしました。また、私の周りには小さい子供を持つお母さんが多かったので…ちょっと汚い話ですが、例えば「子供がおむつからうんちを漏らしたとき、この水がない状況でどうしたらいいのか？」などという日常の困難を、みんなで情報提供しながら解決してきました。

上水道をしばらく断たれたことがありましたけれども、このとき少し助かったのはデイズニーシーが園内のパークの水を浦安に提供してくれたことです。オリエンタルランド社には自家発電装置があるので、本当はすぐにも営業ができる状況だったそうですが、世の中が「計画停電」をしている中で、エレクトリカルパレードをやる訳にはいかないだろうと自粛をされており、その営業しない間、水をちょうだい出来たのは有難かったです。

トイレは、仮設トイレが市内900か所に建

図表17 噴出した土砂に埋もれる自動車（写真）



ちました。「計画停電」で本当に困ったのが、被害が大きかった地域には高層マンションが非常にたくさんあったものですから、高い建物に住んでいる人間にとって、電気を切られてエレベーターに乗れないというのが非常に辛かったです。例えば三つ、四つの子供が「トイレに行きたい」とか言った場合、当然我慢ができませんからすぐに外の仮設トイレまで連れて行かねばなりません。子どもをその都度抱いて階段を上り下りしてトイレに通うのは大きな負担でした。特に夜は足元が暗く危険ですし、また被災地で夜に女性を狙った犯罪というのがないと聞きますので、みんな決死の思いで仮設トイレを使う毎日でした。

仮設トイレにはまつわるヘビーな話もう一つありまして…。浦安市は海に囲まれていますから、海風がとても強くて、時折突風が吹くんです。それで仮設トイレが倒れて他人の糞尿がばらまかれてしまうことがあります。それを我々地域住民が掃除をするんですが…ちょっと想像していただきたい、他人の糞尿を掃除して、しかし水を使うことができないから手もろくに洗えない、これがどれだけストレスのたまる状況か。確かに浦安市では死者は誰も出ませんでしたし、倒壊家屋も出ませんでした。けれども、こういう生活が1か月間続くということが、住民にとってどれだけ負担だったかという事は今日ぜひお伝えしたいと思います。

しばらく日が経ちますと、噴出土砂が乾くことによる被害が目立ち始めました。液状化の土砂をスコップでよけて、道の横に山となって置かれている、その土砂が乾いてきたら、次は砂が町の中を舞うわけです。常に西部劇のように空が砂まみれで、みんな防じんのゴーグルとマスクをしながら町の中を歩きました。子供たちは外に出ることができませんから、子どもにも大きなストレスがかかってしまって、家の中で兄弟げんかも絶えなくなるという負の連鎖が起こる、精神的にずっしりとくる1か月間であります。

図表18 土砂撤去作業（写真）



被災者生活支援法適用を陳情

先ほど来、話にあります被災者生活再建支援法ですが、これも先ほどからお話にありましたが、実際の被害と被害認定基準の間にズレがありました。

浦安の被害家屋はほとんどが従来の支援法の対象外でした。この、全く“住めないという現状と認定基準のズレ”というのを、何とか認知してもらおうということで、私どもは香取市さん始め東京臨海部の同じような液状化被害があった自治体と共に国を訪れて、いかにこれが実際の現状と合っていないかということを再三訴えてまいりました。

内閣府の中に、災害に係る住家の被害認定に関する検討会というのが当時あったんですが、その委員の方からは「言っていることはわかるけれども、財政のことを考えたり、これまでの経緯を考えたりしたら、認定基準が変わるっていうことはちょっと無理だね」と言われていたと聞いています。

何とかこの状況を変えようと、マスコミの力を借りることになりました。当時の報道は当然のことながら東北の惨状が中心でしたから、浦安の情報が皆さんの耳に届いたのは多分、随分と後だったんじゃないかと思います。浦安市はそれまで、災害対策本部をビルの中につくっていたんですけれども、この情報をまずは届けてもらって、いかに自分たちが今苦境に立っているかというのをわかってもらおうということで、災害対策本部をガラス張りの文化会館のホワイエに移しました。

図表19 体育館などに避難する人 (写真)



メディアが被害を報道

浦安市の苦境を“見える化”していこうと働きかけた結果、報道で伝えられることが増えたり、NHKが特番を組んでくれたりと状況が動き出しました。その影響もあり、5月2日に認定基準が変わりました。従来通り20分の1というのが「全壊」、浦安に多かった60分の1前後というのが「大規模半壊」、100分の1で「半壊」という扱いになりました。このことは、浦安市の復旧・復興が大きく前進したきっかけでありました。

こうした災害対策基本法の妨げがあったり、被災者再建生活支援法が適用にならなかつたり、といった他の課題として責任の所在が複数にわたるといったところにも課題を感じました。災害対策基本法というのは、市長が責任者になります。ですから「避難勧告を出す」とか、「避難所をつくる」とか、そういうことは市長がやります。災害救助法というのは、都道府県が救助主体となっています。権限が二重になってしまうと、現場というのはどうしても混乱が生じます。

平時であれば、それでも機能するかもしれませんが、今回のような複数の市に渡らず浦安だけで被害が起こっているときに、その都度、県の意向を聞きながらやっていくというのは時間的なロスも多大にあります。非常時こそ、現場のことは現場で対応すべきだと思いますので、ここは市町村に一本化してもらったほうが、復興・復旧が早く進むし、被災者ニーズにも柔軟に対応でき

るだろうと感じました。

震災が3月11日にあつて、当時私は専業主婦で出馬の準備をしていたというタイミングでして、その翌月の4月に初めて市議会議員になりました。ですので、議員になってから今日までこの6年間、ずっと復旧・復興のことばかりをやってきたなという思いがあります。液状化というのは1回起こると土地が締まって固くなって、もう起こらないという俗説もあったのですが、それが誤りだと判明した今となつては、次にまた同じようなことが起こった場合、どうすればいいかということを見ると、これは私の持論ですが、災害に対する特別条例というのが必要なのではないかなと思つているところです。

参考になるのが箕面市の例で、これは東日本大震災のあとにつくられた条例でありまして、「災害が起こったときに、法令を妨げない範囲で条例を優先させる」という前置きを置いた上で条例をつくっています。これが仮に浦安市にもあつたならば、今回の震災でも十分に使えたなと感じました。

災害対策事務優先の条例を

例えば条項のなかに「災害対策事務の優先」というのがあり、そこには「通常業務の停止」というのが書かれています。先ほど申し上げましたように浦安は「元町・中町・新町」に分かれていまして、「元町」は全くの無傷でありました。ですから、「元町」の人からすれば、「災害なんて知ったことではない」という声がありまして、通常業務を求めて市役所にやってくるわけです。市役所職員は当然、災害復旧で手一杯なのですけれども、そこに来て平時と同等の仕事を求められるのです。仮に情報公開を大量に求められても断ることが出来ません。この条項を根拠にすればマンパワーを災害対策に集中させることができます。

また、家屋調査をする職員の立場を守るにもこの条例は有効です。通常、罹災証明を出すには、まず住んでいる人が市に申請を上げて、それを受けて市が調査に行つて、罹災証明書を出すという手順です。浦安の場合、地域一体のほとんどが傾

いていますから、申請を待つて審査に行くのは合理的ではないだろうということで、一斉にその地域を調査して、合理的に早く被災判定をしてあげようとしたわけです。

しかし、やっぱりその中においても、「留守をしているお宅に入ってしまうと、住居侵入罪になるのではないか」という議論が起こります。ですから、条例であらかじめ定めておけば、調査をする職員の方が不安を抱えずに行えたのではないかと思います。これは住民の利益にも資するものがありますし、職員の立場も配慮できるのではないのでしょうか。

まとめです。自分が罹災をして、そのあと復旧と復興にいろいろな場面で立ち会いまして、実状というのは被災した自治体にしかわからないとつくづく感じました。また液状化に限らず「どのような震災被害が起こり得るか」ということ予測するというのは極めて難しいことですから、規則にがんじがらめにならず弱者救済の視点で柔軟な対応をしていただきたいと思います。そういった意味で、地域特性に応じた災害対応ができるような条例を含めて、平時にこそ環境整備をしていく必要があると考えています。

私も被災自治体の議員として、まずは特異な経験をした浦安から将来に向けての有効な行動をとれるように、今後も働きかけをしていきたいと考えています。御清聴ありがとうございました。

■これまでの経験を これからの災害に活かしていく

○宮崎 どうもありがとうございました。

少し私のほうから、被災の話をさせていただきたいと思います。実は私、昨年1年間、国内留学の機会を得まして、北海道に暮らしまして、札幌から夕張に通っていました。今年はその仕事の残りをやろうと思ひまして、この夏休みに札幌に居を移しました。今日も札幌から来たのですけれども、今年はず年度と違って、北海道には台風が何発も来て大荒れになりました。

同時多発災害ということを考えてみますと、やはり大きなのは地震と台風だと思いますが、地震の場合はいつ発生するかわかりません。地震がいつ来るかわからない——「地震が来る」という表現も、これは「いつ発生するかわからない」ことを端的に表している、一つの表現ではないかなと思うのです。台風の場合は、数日前に大体予想がつきます。ところが、例年ですと、台風は右ピッチャーが右にシュートさせるように曲がって来ますが、ことしは逆に太平洋側からカーブするような形で、北海道に初めて上陸した上に、3発も来ました。

ということで、予想外の大災害があちこちに起こりましたが、幸いにして私がいる札幌や夕張には、大きな被害はありませんでした。私もいくつかの被災地を回って見てまいりました。そこで改めて思ったのですが、私どもには大規模同時多発災害の経験というものが、圧倒的に少ないという印象を持ちました。経験があれば、事前にこれこれの備えが必要だということがわかりますが、経験が少ないがために備えができていません。きょうの御報告もそうでしたけれども、実はこれまでの大規模同時多発災害に対するさまざまなお話というのは、繰り返しが非常に多くあります。何度も同じようなことが繰り返し指摘されている。しかし、いつの間にか災害に対する備えを忘れてしまっています。

そこで数少ない経験の中から、新しい経験を積み積むほど新しい知見が生まれてくるわけですので、それに対する我々の少ない知識というものの、知恵というものを蓄積していかななくてはいけないのではないかと思います。例えば地震で言いますと、「阪神・淡路大震災」のときに我々は避難所というものを被災地の中に設営せざるを得ないのだということを、初めて身をもってわかったわけでございます。それからボランティアの力ということも、初めてあの地震の際にわかったわけでございます。

それから、「東日本大震災」で言えば津波の恐ろしさであるし、原発の事故が引き起こされると

いうことも全く新しいことでした。また直後に何が足りないかと聞いたら、「とにかく軽自動車が何とかならないか、自動車が何とかならないか」というような訴えが、私どものところにはまいました。そういったようなことも全く新しい経験だったと思います。

熊本の今回の震災ではいろいろなことがありましたけれども、まず大きな地震というのは、1つきたらあとは余震かと思ったら、そうではないというのが今回の初めての経験でした。長く大規模な地震が続くというようなことがございました。そしてそこで、先ほどもマスコミの報道の仕方ということが問題になっておりましたが、やはり熊本の場合もマスコミの、特にテレビ取材の方が「何が必要ですか？」と聞かれたのに対して、地元の方がつい「水が必要だ」と言ってしまったがために、重くてかさばる水の大量な輸送が始まりました。現地では不足していたところもあるのですが、実は処理に困るぐらい大量にだぶついて、そのことで道路をふさいでしまった状況も発生したと聞いております。

それから今回の熊本では、これまでと違う事例として、インターネットがいきていました。そのことによって、インターネットを通じた通信販売が非常に盛んになりました。そうすると地元の方々が、生活に必要な物資を通信販売で求めますと、通信販売で買われた商品が必要とされている注文者のところになかなか届かないということで、輸送会社・運輸会社が責められるというような事態が発生しました。

また、先ほど御報告がございましたけれども、道路も大規模にやられたところがありましたが、一部の回り道は通行できましたので、被災された人が車で昼間に熊本市街に買い物に出かけます。救援にきた方は熊本市内に宿をとって、そこから救援に行くということで、上下逆のラッシュで道の渋滞が発生してしまいました。そのようなことも、今回新たに発生した問題の一つではないかと承知しております。

私どもは新たな知見・発見というものを少しずつ

つ積み重ねていく中で、行政だけではなく、民間の事業者等も含めた役割を改めて考えていかなければいけないなというように感じているところでございます。

きょうは、若井さんの基調報告の中で、「千葉地震」というお話がございました。そこでも災害を契機として、人々の暮らしや社会のあり方を見直していくことが非常に重要だという御指摘があったと思います。このいつ起こるかわからない地震や台風等の同時多発災害に備えるとともに、私たちの暮らしそのものを見つめ直すことが必要で、大事なのだということが、きょう得られた一つの成果ではないかと思えます。

そこで、例えば被災してしまったのは、ある意味ではしょうがないかもしれませんが、どんなに備えをしたところでも、そこからまた立ち直っていくことこそが重要になっていくわけです。そのとき性急に、これまでの生活を直ちに取り戻すということが、果たしていいのかどうか…。人々の暮らし、一律にみんな被災しているわけではありませぬので、どこからどう復旧・復興の手立てを図っていくのかというようなことを、あわせて考えながら、私たちのまちづくりのあり方を、きょうは考えるきっかけになったのではないかと思います。

皆さんの御参加に改めて感謝申し上げまして、この集会を閉じさせていただきたいと思えます。どうも、ありがとうございました。

※パネルディスカッションの内容については、編集部の責任で大幅に割愛して掲載しました。

連載⑬

数字で掴む自治体の姿 財政規模と財政力



千葉県地方自治研究センター理事長 法政大学法学部教授 **宮崎 伸光**

●財政の規模

私たちは、日常会話の中で「日本で最も大きな市は横浜市」とか、「最も小さな村は青島村」などと自治体の大小を語ることがあります。このとき私たちは、「人口」によって「大小」すなわち自治体の規模を頭に描いています。もちろん、自治体の規模を比べる際の測定単位は他にもあります。たとえば「面積」に着目すれば、最も大きな(広い)自治体は高山市で最も小さな(狭い)自治体は舟橋村(富山県)ということになります。

さて、財政状況に着目したとき、自治体の規模はどのように測定したら良いのでしょうか。財政の比較指標ですから、期間を会計年度すなわち1年間に揃え、その間にどれだけのお金が動くか、ということを見ることとなります。もちろん、歳入

合計および歳出合計やそれぞれの住民1人当たりの決算額、すなわち実績値によって自治体間の比較や当該自治体の経年変化を見ることも可能です。しかし、それでは各年度に特別に発生した財政事情などによる影響を免れません。

ところで、地方交付税については、この連載の⑥と⑦(本誌第7号と第9号)で取り上げました。地方交付税には、国の各省庁が自らは実施できずに自治体の手を借りてその普通会計を通じて実現している政策を確保したうえで、「合理的、且つ、妥当」と総務省が規範的に認める水準について自治体の財源を保障する機能がありました。とすれば、この地方交付税の算定の際に用いられる自治体ごとの規範的水準を出発点として自治体の規模を示すこともできそうです。

地方交付税は、規範的水準すなわち実測値ではなく理論値を基に算定される必要一般財源たる基準財政需要額に対して、実現値ではなく「標準的な状態」で見込むことができる税収等から算定される基準財政収入額で不足する額を地方財政計画に基づいて調整しつつ配分するものです。そこで、この基準財政収入額を適用して、自治体が標準的な状態で収入することが見込める「経常一般財源」の大きさを表すことができます。

【表01】人口および面積による自治体の規模上下5位

住基人口：住民基本台帳人口2015(H27)年1月1日現在
全国平均：特別区を含む全市区町村の平均値

2014(H26)年

	住基人口(人)		面積(km ²)	
上位1位	横浜市	3,722,250	高山市	2,177.61
2位	大阪市	2,670,766	浜松市	1,558.06
3位	名古屋市	2,260,440	日光市	1,449.83
4位	札幌市	1,936,016	北見市	1,427.41
5位	神戸市	1,550,831	静岡市	1,411.90
全国平均		73,651		214.22
下位5位	三島村	375	利島村	4.12
4位	粟島浦村	358	三宅町	4.06
3位	利島村	307	忠岡町	3.97
2位	御蔵島村	298	渡名喜村	3.87
1位	青ヶ島村	167	舟橋村	3.47

●標準財政規模

決算カードには、基準財政収入額と基準財政需要額に並んで標準税収入額等という項目がありますが、これは基準財政収入額

などから計算することができます。

すなわち、基準財政収入額は、標準的な地方税収入の100分の75に地方譲与税等を加えた額として計算されますから、逆に基準財政収入額から地方譲与税等を控除した額に75分の100を乗ずると標準的な地方税収入を得ることができます。標準税収入額等は、この標準的な地方税収入に改めて地方譲与税等を加えた額に他なりません。

自治体が標準的な状態で収入することが見込める「経常一般財源」の合計は、この標準税収入額等に普通地方交付税額および臨時財政対策債発行可能額を加えた金額になります。これは、広義の標準財政規模と呼ばれます。決算カードに記載されている標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額が含まれていませんが、その普通地方交付税を補う性質に鑑みると、財政規模の指標としては広義に捉える方が適切です。

あらためて市町村の標準財政規模を整理すると、次のようになります。

標準財政規模 = [基準財政収入額 - {特別とん譲与税 + 自動車重量譲与税 + 航空機燃料譲与税 + 地方揮発油譲与税 (+石油ガス譲与税) + 交通安全対策特別交付金} の収入見込額] × 100 ÷ 75 + {特別とん譲与税 + 自動車重量譲与税 + 航空機燃料譲与税 + 地方揮発油譲与税 (+石油ガス譲与税) + 交通安全対策特別交付金} の収入見込額 + 普通地方交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

ただし、石油ガス譲与税は指定都市のみです。

この標準財政規模は、地方財政法施行令第13条に規定があります。また、本稿においてこの後取り上げる予定のさまざまな財政指標においても対比の対象として用いられます。

● 財政力指数

標準財政規模は、標準的な地方税収入によって導かれる規範的な指標であることに留意する必要があります。たとえば、人口1人当たりの額を比較したとき、その値が大きい自治体の方が地方交付税措置の対象となる地方債の元利償還金が大きいために、残りの財政にゆとりがなくなる場合も

あります。

また、基準財政収入額が大きくとも、「合理的、且つ、妥当」と総務省が規範的に認める基準財政需要額がそれにも増して大きい場合には、依存財源に頼る部分が残ります。つまり、自前で賄う「財政力」では不足するということです。

この「財政力」は、基準財政収入額と基準財政需要額の比をとることで表すことができます。これを単年度財政力指数と呼びます。すなわち、次のように定式化できます。

単年度財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

ここで、普通地方交付税額の算定原則に立ち返ると（すなわち、調整率を無視すると）

普通地方交付税 ÷ 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 基準財政需要額 - 単年度財政力指数 × 基準財政需要額 = (1 - 単年度財政力指数) × 基準財政需要額
となります。

決算カードに示される財政力指数は、当該年度の2年前からの3年間の単年度財政力指数の平均値で小数点以下2桁で表示されます。

財政力指数 = {(基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額) の3年間平均値}

となりますが、先の式と合わせて見ると、財政力指数が小さくなると普通地方交付税への依存度が高まることがわかります。ただし、財政力指数が1以上の自治体については、総務省が規範的に認める財政需要額を自前で賄えると見なされ、普通地方交付税は交付されません。

もっとも、そうした不交付団体であっても、特別地方交付税の交付対象からは除外されません。

● 実質収支比率

自治体の黒字／赤字を決める指標が実質収支であることは、この連載の前回（本誌第19号）で説明しましたが、この実質収支を当該年度の標準財政規模で除して得られる比率を実質収支比率と呼び、決算カードでは財政力指数の次に記されています。

先にも指摘したことですが、実質収支に見る黒字／赤字はそれぞれ累積黒字／累積赤字とも言えますが、その黒字が続くことは必ずしも自治体の財政政策にとって良いこととは言えません。また、逆に実質収支が赤字であっても、必ずしも悪いと断定できないことには留意が必要です。

夕張市の財政破綻を契機として2007（平成19）年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）が制定されるまでは、この実質収支比率が地方財政再建特別措置法による財政再建団体の準用指定を決める指標でした。すなわち、この実質収支比率がマイナス20パーセントを超える赤字団体（都道府県の場合はマイナス5パーセント）が、準用財政再建団体の指定を受けました。

なお、経験上、この実質収支比率は、3～5パーセント程度の値が望ましいとされています。

●公債費負担比率

決算カードで実質収支比率に続く公債費負担比率は、財政の弾力性を示す指標です。

すでに触れたように、仮に一般財源の規模が外見上大きいとしても、地方債の元利償還金にその多くが充てられる場合は、財政の自由度は狭まり窮屈になります。

公債費負担比率は、次のように計算されます。

公債費負担比率

$$= \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

一見してわかるように、この指標では、対比の対象（分母）が規範的な理論値ではありません。

一般に、公債費負担比率は、15パーセントが警戒ライン、

20パーセントが危険ラインとされています。

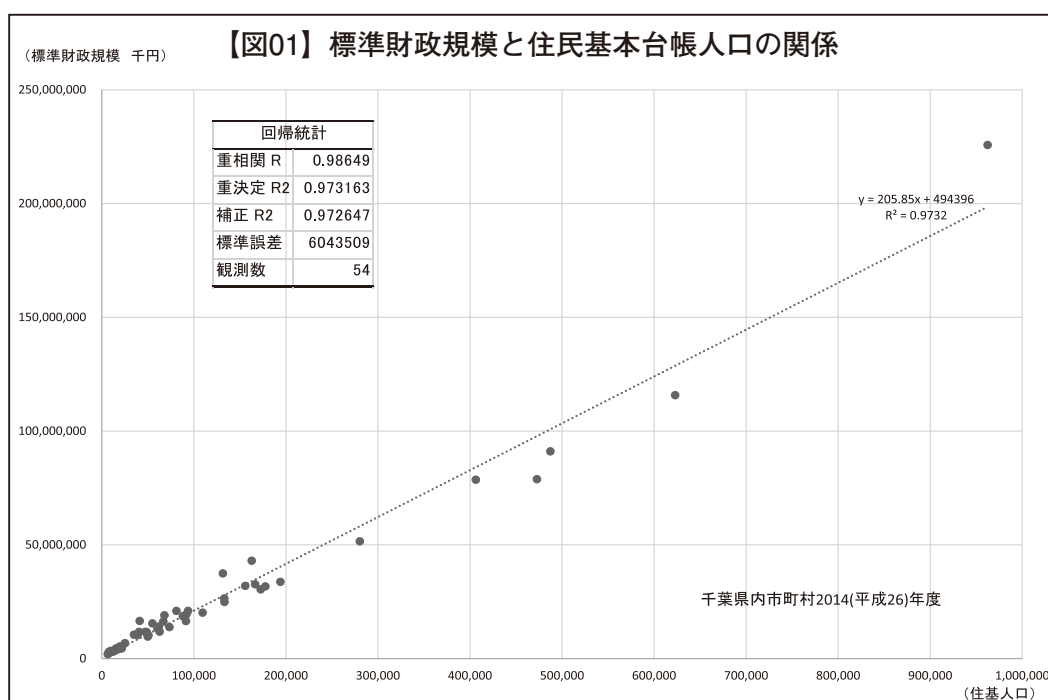
なお、やや似た指標に公債費比率があります。これは、經常一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の割合ですが、その算式は次のとおりです。

公債費比率 = $\frac{\{\text{元利償還金充当一般財源} - (\text{元利償還金へ充当された特定財源} + \text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費})\}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費}} \times 100 (\%)$

こちらの指標も高い値になるほど自由に使える財源の幅が狭まり、財政の弾力性が乏しいことになります。

●千葉県内市町村における財政規模と財政力の状況

千葉県内市町村の2014（平成26）年度時点における標準財政規模（広義：標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額）を大きい順に並べると、千葉市の2,257億6,916万円が群を抜く首位で、船橋市の1,157億7,636万円が2位、そして松戸市、市川市、柏市と続きます。逆に、小さい方からは、神崎町の19億9,967万円が最小、次いで睦沢町の24億293万円、そして御宿町、長柄町、芝山町と続きます。実におよそ113倍もの格差があること

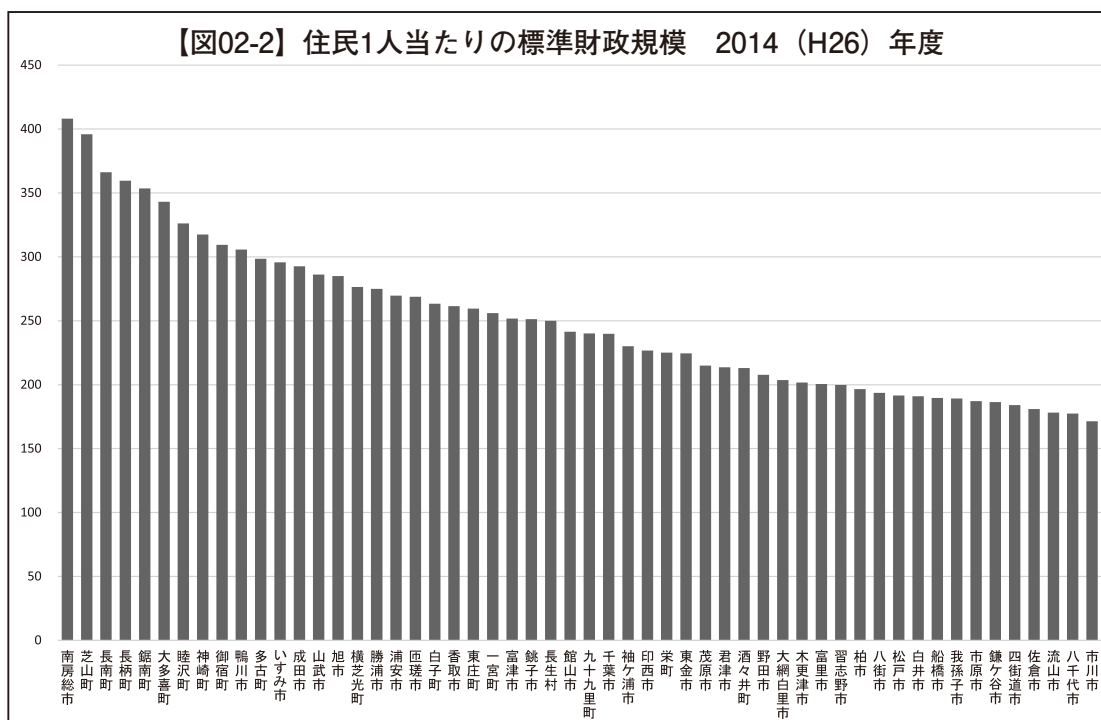
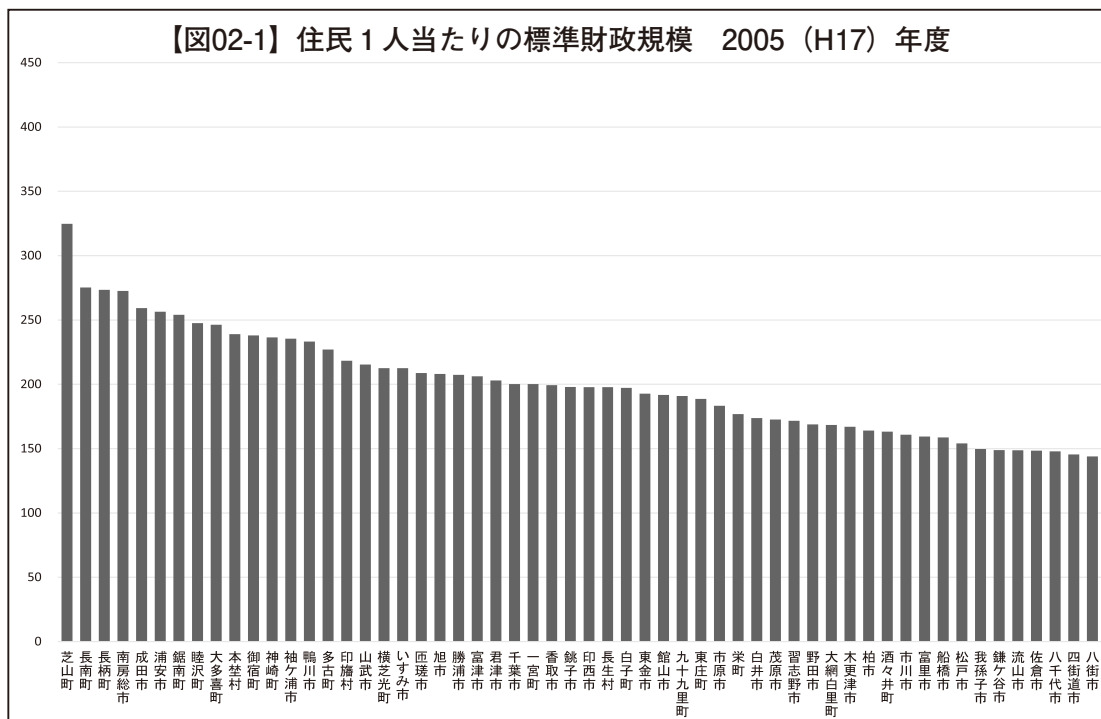


がわかります。住民基本台帳で人口を比較してみると、千葉市は962,376人、神崎町は6,384人ですから150倍を少々超えています。そう見れば財政規模の格差は人口格差ほどではない、とも言えそうです。しかし、上位そして下位に並ぶ自治体を見ると、ほぼ人口の順になっているようにも見えます。

もともと標準財政規模の内訳には普通地方交付税が含まれ、それに頼らざるを得ない自治体はその影響を大きく受けます。そして、地方交付税の単位費用算定には人口を

測定単位とする費目が多いわけですから、これは当然のことかもしれません。

そこで、少し本稿の趣旨とは離れますが、住民基本台帳人口を説明変数、標準財政規模を従属変数とする回帰分析を行ってみました。【図01】は、その結果ですが、重相関R（相関係数）が0.986、重決定R²（決定係数）が0.973と予想を超える高い値になりました。少なくとも千葉県内の市町村については、標準財政規模は住民基本台帳人口でほぼ決まってしまうという結論が導かれました。



次に、経年変化を概観するために、【図02-1】と【図02-2】を作成しました。ともに標準財政規模を住民基本台帳人口で除した人口1人当たりの標準財政規模のグラフですが、【図02-1】が2005（平成17）年度、【図02-2】が2014（平成26）年度です。両図を比べると、この10年間に全般的に標準財政規模は膨らむ傾向にあるものの、やや自治体間の格差が広がったように見えます。

財政力指数は、普通地方交付税の交付／不交付が決まる1.00が大きな境目になります。2005（平

成17)年度からの10年間にその線を超えて不交付団体となった市町村は、14自治体あります。

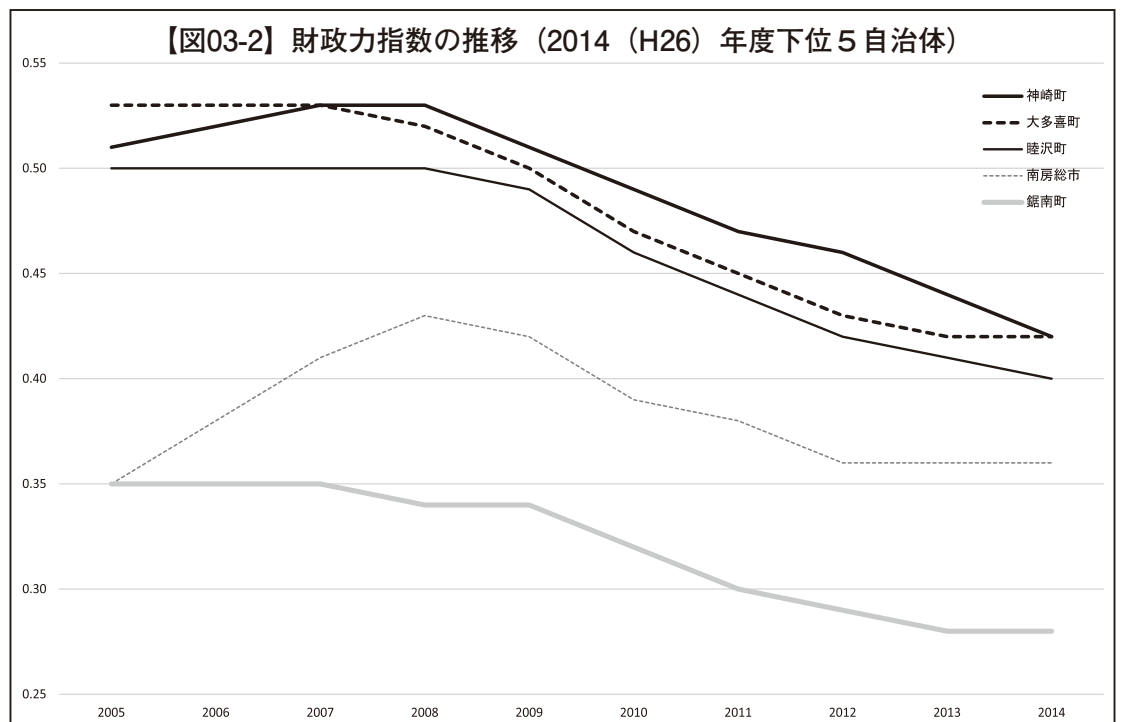
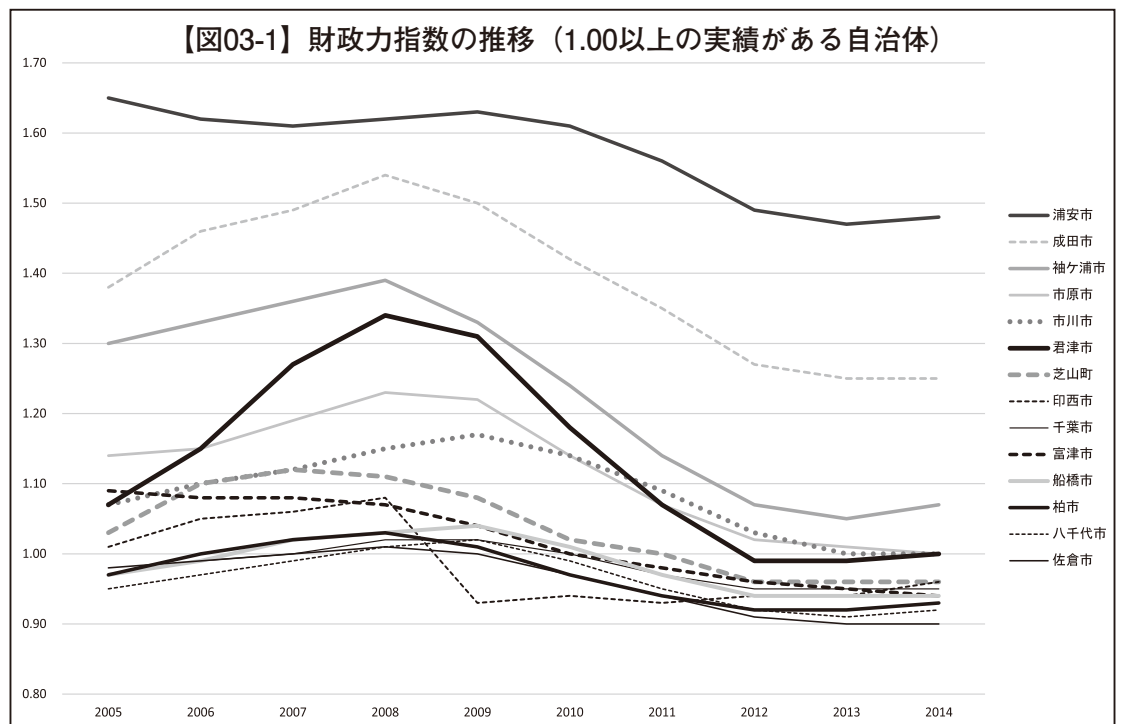
【図03-1】には、その全ての推移をまとめてみました。2008(平成20)年度かその翌年をピークとして山なりに変化し、2013(平成25)年度で底を打つような変化は概ね共通するようです。浦安市、成田市そして袖ヶ浦市は、大きくうねりながらも、不交付団体であり続けています。

一方【図03-2】には、2014(平成26)年度に財政力指数が最下位から5番目までの自治体について、その10年

間の推移をまとめました。財政力の豊かな自治体よりもやや早く、2008(平成20)年度かその前年にピークを迎え、その後は下降線をたどっています。

実質収支比率については、この10年間に変動の幅が大きかった4自治体と、それとは対照的な傾向を見せた千葉市の推移を【図04】にまとめました。

神崎町の変動は極端にも見えます。また長柄町も極めて大きく変動しています。ともに関係な



らピンとくるような要因があるのかもしれませんが。財政規模の小さな自治体においては、収支までもが左右されるような特定の事情に財政運営が翻弄されることもあると言え過ぎるでしょうか。

その対極に位置するかのように見えるのは、千葉市の推移です。ずっと黒字でもなければ赤字でもないと言えるような均衡を保っています。先に見たように千葉県内ではずば抜けて巨大な財政規模ですから、多少のことがあっても動じないのかもしれませんが。あるいは、収支はテクニクに

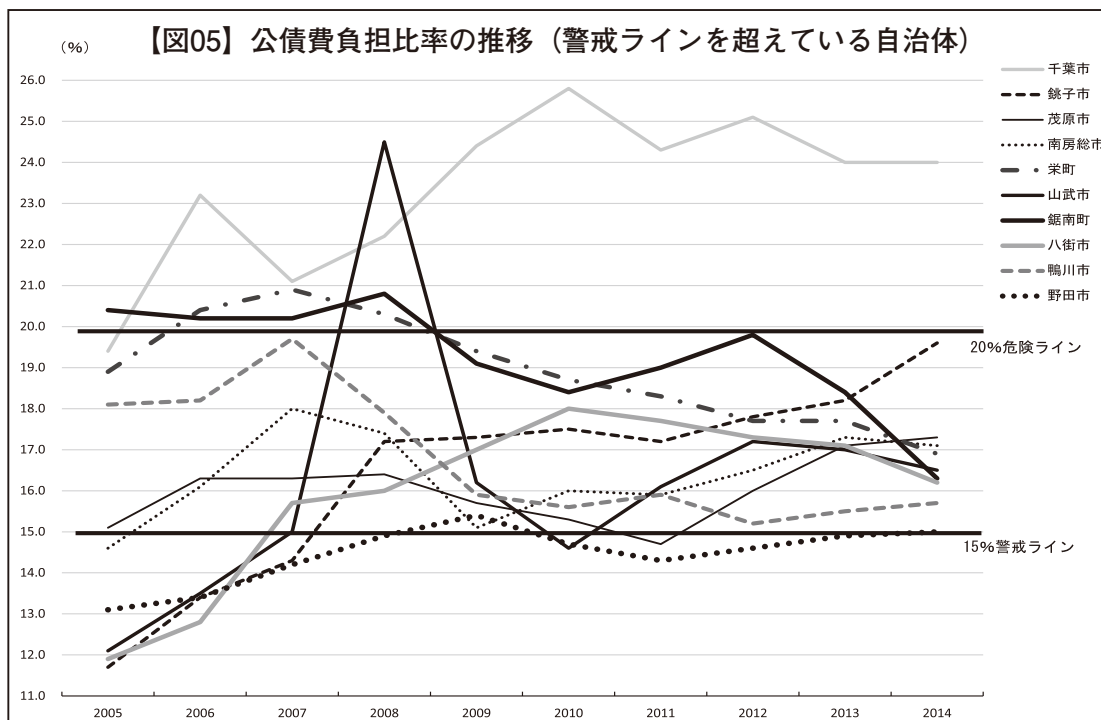
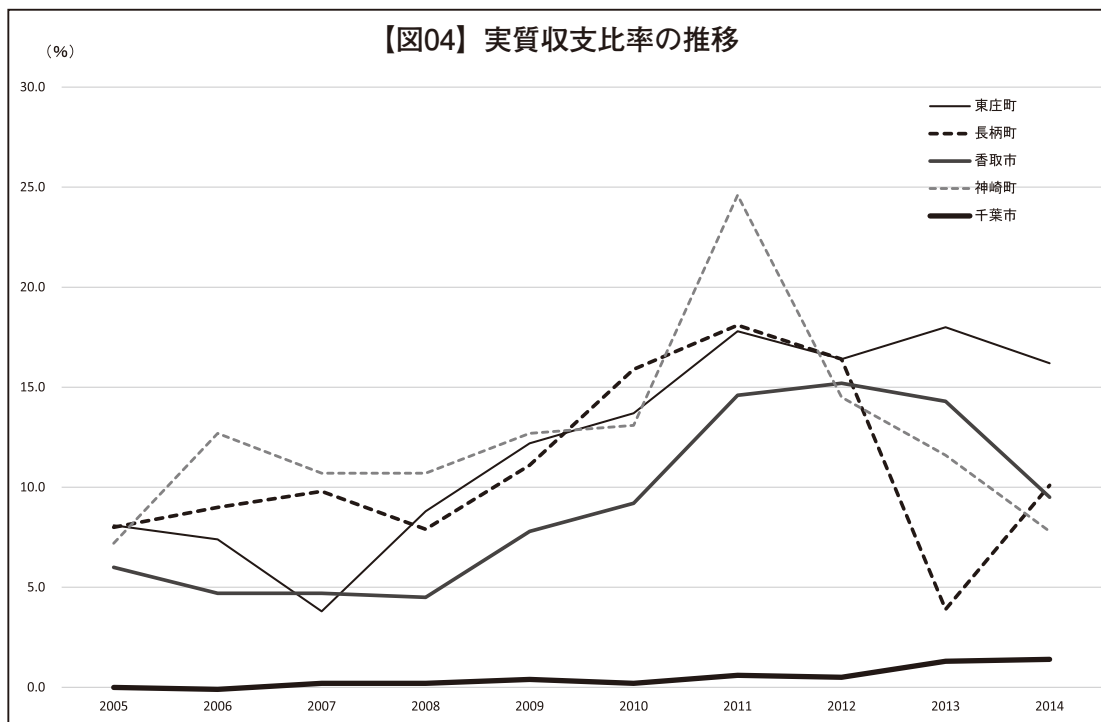
よってある程度数字を動かすこともできますので、技巧をこらして均衡を維持しているのかもしれない。

【図05】は、公債費負担比率が15パーセントの警戒ラインを超えている自治体について、10年間を推移をまとめてみました。

10もの自治体が該当しており、グラフはやや見にくいものになってしまいました。2007（平成19）年度かその翌年にピークを迎えた自治体が多いようにも見えますが、ひと山越えた後もじわじわと上昇傾向が止まらず、15パーセントの警戒ラインと20

パーセントの危険ラインの間を推移しています。これらの自治体は、公債費の元利償還がかなりの足かせとなり、一般財源は柔軟性を奪われているようです。

一方、ここでも千葉市は独自の推移傾向を示しています。2006（平成18）年度からずっと20パーセントの危険ラインを大きく超えています。栄町、山武市、鋸南町といった比較的小規模な自治体は20パーセントの危険ラインを超えるとすぐ反転する結果をそれぞれ示していますが、千葉市は著し



い硬直化が固定しているかのようです。千葉市は県内唯一の指定都市ですが、他の自治体とは大きく異なる構造的な要因があるのかもしれない。

末尾に【表02】～【表06】を載せます。【表02】は【図01】、【表03】は【図02-1】および【図02-2】、【表04-1】と【表04-2】はそれぞれ【図03-1】と【図03-2】、【表05】は【図04】、【表06】は【図05】のそれぞれを作成するための基となったデータです。

【表02】標準財政規模と住民基本台帳人口

2014 (H26) 年度

		住基人口	標準財政規模
東葛地区	市川市	472,757	78,916,441
	船橋市	622,988	115,776,363
	松戸市	487,376	91,094,759
	野田市	155,900	31,989,627
	柏市	406,281	78,659,519
	流山市	172,659	30,459,306
	我孫子市	133,216	24,944,696
	鎌ヶ谷市	109,562	20,218,124
	浦安市	162,914	43,072,669
地区 千葉	千葉市	962,376	225,769,160
	習志野市	166,523	32,699,667
	市原市	280,340	51,585,985
	八千代市	194,101	33,786,386
地区 君津	木更津市	133,064	26,510,548
	君津市	88,126	18,674,104
	富津市	47,108	11,775,122
	袖ヶ浦市	62,022	14,138,273
印旛地区	成田市	131,418	37,451,841
	佐倉市	177,601	31,724,192
	四街道市	91,340	16,552,270
	八街市	73,449	13,914,514
	印西市	93,722	20,979,430
	白井市	62,761	11,848,477
	富里市	49,972	9,711,036
	酒々井町	21,348	4,477,214
地区 香取		21,731	4,852,543
	香取市	81,065	20,995,067
	神崎町	6,384	1,999,672
	多古町	15,427	4,509,101
地区 海匝	東庄町	14,848	3,807,002
	銚子市	66,882	16,335,591
	旭市	68,020	19,082,153
山武地区	匝瑳市	38,755	10,307,337
	東金市	60,424	13,234,336
	山武市	54,904	15,514,463
	大網白里市	50,714	10,212,918
	九十九里町	17,382	4,102,004
	芝山町	7,715	2,981,052
	横芝光町	25,067	6,856,618
長生地区	茂原市	91,855	19,520,333
	一宮町	12,439	3,166,947
	睦沢町	7,405	2,402,928
	長生村	14,763	3,668,308
	白子町	12,052	3,146,858
	長柄町	7,495	2,663,995
地区 夷隅	長南町	8,696	3,167,111
	勝浦市	19,583	5,338,908
	いすみ市	40,502	11,828,991
	大多喜町	9,992	3,408,830
	御宿町	7,855	2,418,063
地区 安房	館山市	48,749	11,688,651
	鴨川市	34,881	10,540,314
	南房総市	41,034	16,622,497
	鋸南町	8,563	3,015,345

【表03】住民1人当たりの標準財政規模

(標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額)

／住民基本台帳人口(うち日本人)

(千円)

2005 (H17)		2014 (H26)	
芝山町	325	南房総市	408
長南町	275	芝山町	396
長柄町	273	長南町	366
南房総市	273	長柄町	360
成田市	259	鋸南町	354
浦安市	256	大多喜町	343
鋸南町	254	睦沢町	326
睦沢町	248	神崎町	317
大多喜町	246	御宿町	309
本埜村	239	鴨川市	306
御宿町	238	多古町	298
神崎町	237	いすみ市	296
袖ヶ浦市	235	成田市	293
鴨川市	233	山武市	286
多古町	227	旭市	285
印旛村	218	横芝光町	276
山武市	215	勝浦市	275
横芝光町	213	浦安市	270
いすみ市	213	匝瑳市	269
匝瑳市	209	白子町	263
旭市	208	香取市	261
勝浦市	207	東庄町	260
富津市	206	一宮町	256
君津市	203	富津市	252
千葉市	200	銚子市	251
一宮町	200	長生村	250
香取市	199	館山市	241
銚子市	198	九十九里町	240
印西市	198	千葉市	240
長生村	198	袖ヶ浦市	230
白子町	197	印西市	227
東金市	193	栄町	225
館山市	192	東金市	225
九十九里町	191	茂原市	215
東庄町	189	君津市	214
市原市	183	酒々井町	213
栄町	177	野田市	208
白井市	174	大網白里市	204
茂原市	173	木更津市	202
習志野市	172	富里市	201
野田市	169	習志野市	200
大網白里町	168	柏市	197
木更津市	167	八街市	194
柏市	164	松戸市	192
酒々井町	163	白井市	191
市川市	161	船橋市	190
富里市	159	我孫子市	189
船橋市	159	市原市	187
松戸市	154	鎌ヶ谷市	186
我孫子市	150	四街道市	184
鎌ヶ谷市	149	佐倉市	181
流山市	149	流山市	178
佐倉市	149	八千代市	177
八千代市	148	市川市	171
四街道市	145		
八街市	144		

【表04-1】 財政力指数（1.00以上の実績がある自治体）

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
市川市	1.07	1.10	1.12	1.15	1.17	1.14	1.09	1.03	1.00	1.00
船橋市	0.97	0.99	1.02	1.03	1.04	1.01	0.97	0.94	0.94	0.94
柏市	0.97	1.00	1.02	1.03	1.01	0.97	0.94	0.92	0.92	0.93
浦安市	1.65	1.62	1.61	1.62	1.63	1.61	1.56	1.49	1.47	1.48
千葉市	0.97	0.99	1.00	1.02	1.02	1.00	0.97	0.95	0.95	0.95
市原市	1.14	1.15	1.19	1.23	1.22	1.14	1.07	1.02	1.01	1.00
八千代市	0.95	0.97	0.99	1.01	1.02	0.99	0.95	0.92	0.91	0.92
君津市	1.07	1.15	1.27	1.34	1.31	1.18	1.07	0.99	0.99	1.00
富津市	1.09	1.08	1.08	1.07	1.04	1.00	0.98	0.96	0.95	0.94
袖ヶ浦市	1.30	1.33	1.36	1.39	1.33	1.24	1.14	1.07	1.05	1.07
成田市	1.38	1.46	1.49	1.54	1.50	1.42	1.35	1.27	1.25	1.25
佐倉市	0.98	0.99	1.00	1.01	1.00	0.97	0.94	0.91	0.90	0.90
印西市	1.01	1.05	1.06	1.08	0.93	0.94	0.93	0.94	0.94	0.96
芝山町	1.03	1.10	1.12	1.11	1.08	1.02	1.00	0.96	0.96	0.96

【表04-2】 財政力指数（0.50未満の実績がある自治体）

*網掛けは、2014（H26）年度下位5自治体

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
本埜村	0.49	0.50	0.51	0.52	—	—	—	—	—	—
神崎町	0.51	0.52	0.53	0.53	0.51	0.49	0.47	0.46	0.44	0.42
東庄町	0.50	0.51	0.52	0.52	0.50	0.47	0.44	0.43	0.44	0.45
旭市	0.48	0.51	0.55	0.57	0.56	0.53	0.51	0.49	0.50	0.50
匝瑳市	0.49	0.52	0.54	0.55	0.54	0.51	0.49	0.48	0.48	0.49
九十九里町	0.47	0.48	0.49	0.50	0.50	0.48	0.46	0.44	0.44	0.44
横芝光町	0.49	0.53	0.55	0.57	0.55	0.53	0.50	0.49	0.49	0.49
睦沢町	0.50	0.50	0.50	0.50	0.49	0.46	0.44	0.42	0.41	0.40
白子町	0.55	0.56	0.57	0.57	0.56	0.53	0.51	0.49	0.49	0.49
長南町	0.57	0.57	0.57	0.57	0.56	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49
勝浦市	0.57	0.56	0.55	0.54	0.53	0.50	0.48	0.46	0.47	0.47
いすみ市	0.47	0.50	0.53	0.55	0.55	0.53	0.51	0.49	0.48	0.47
大多喜町	0.53	0.53	0.53	0.52	0.50	0.47	0.45	0.43	0.42	0.42
御宿町	0.58	0.58	0.57	0.56	0.54	0.51	0.48	0.47	0.46	0.46
南房総市	0.35	0.38	0.41	0.43	0.42	0.39	0.38	0.36	0.36	0.36
鋸南町	0.35	0.35	0.35	0.34	0.34	0.32	0.30	0.29	0.28	0.28

【表05】 実質収支比率

10年間の変動幅上位4自治体と最下位の千葉市

(%)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	10年間 変動幅
神崎町	7.2	12.7	10.7	10.7	12.7	13.1	24.6	14.5	11.6	7.8	17.4
長柄町	8.0	9.0	9.8	7.9	11.1	15.9	18.1	16.4	3.9	10.1	14.2
東庄町	8.1	7.4	3.8	8.8	12.2	13.7	17.8	16.4	18.0	16.2	14.2
香取市	6.0	4.7	4.7	4.5	7.8	9.2	14.6	15.2	14.3	9.5	10.7
千葉市	0.0	-0.1	0.2	0.2	0.4	0.2	0.6	0.5	1.3	1.4	1.5

【表06】 公債費負担比率

15%警戒ラインを超えている自治体

(%)

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
野田市	13.1	13.4	14.2	14.9	15.4	14.7	14.3	14.6	14.9	15.0
千葉市	19.4	23.2	21.1	22.2	24.4	25.8	24.3	25.1	24.0	24.0
八街市	11.9	12.8	15.7	16.0	17.0	18.0	17.7	17.3	17.1	16.2
栄町	18.9	20.4	20.9	20.3	19.4	18.7	18.3	17.7	17.7	16.9
銚子市	11.7	13.4	14.3	17.2	17.3	17.5	17.2	17.8	18.2	19.6
山武市	12.1	13.5	15.0	24.5	16.2	14.6	16.1	17.2	17.0	16.5
茂原市	15.1	16.3	16.3	16.4	15.7	15.3	14.7	16.0	17.1	17.3
鴨川市	18.1	18.2	19.7	17.9	15.9	15.6	15.9	15.2	15.5	15.7
南房総市	14.6	16.1	18.0	17.4	15.1	16.0	15.9	16.5	17.3	17.1
鋸南町	20.4	20.2	20.2	20.8	19.1	18.4	19.0	19.8	18.4	16.3

《付記》

本稿に掲載した図表の基となった各自治体ごとの標準財政規模、財政力指数、実質収支比率および公債費負担比率に関するデータは、紙幅の都合上本誌に掲載することは叶いません。とりまとめるには手数を要しますので今回もウェブサイト上に公開いたします。

また、基準財政収入額と基準財政需要額の各自治体ごとの推移については、本連載の⑦（本誌第9号）に2001（平成13）年度から2010（平成22）年度までの10年分を不足額および不足率とともに

掲載しました。しかし、それから月日が経ったことや読者の便を考え、2005（平成17）年度から2014（平成26）年度についてのデータをやはりウェブサイト上に公開することにいたしました。

一般社団法人千葉県地方自治研究センターのホームページ

<http://chiba-jichiken.net/>

の左側の欄にある「活動報告」中の「調査・研究」をクリックして遷移するとご覧いただけます。どうぞ、ご活用ください。

（続く）

県議会報告

地域の声を 女性の視点を県政へ！



千葉県議会議員（市川市選出） 守屋 貴子

この度、「自治研ちば」に県政報告の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

39歳で市川市議会へとお送りをいただき、2期8年主婦として母として女性の立場から皆様に寄り添った政治を行うべく活動をして参りました。豊かな福祉、多様化した生活に合わせた子育て支援、人間性を育む教育、住みやすい街にしていくなための都市基盤整備を実現すべく力いっぱいがんばってきました。

一方で私たちの住む地域にはまだ多くの課題が山積しており、その中には市政だけでは解決できず千葉県と協力しながら進めていかなければならない課題がたくさんあります。私は市議会議員として培った経験を活かし、それを自らの政策として実現していくために県政を目指す決意をしました。

そして、皆様から絶大なるご支援を賜り、県議会にお送りをいただきましてから2年が経過をし、任期の折り返しの年を迎えることとなりました。



私の政治信条は

地域が原点！この思いを胸にこれからも変わらず、皆様の声を届け、諸課題を県政の場で実現していけるように頑張ります。

地域の声を、女性の視点を県政へ！

全力をあげてまいります。

■千葉に育つ子ども達に光をあてる

さて、私の政策の大きな柱の一つとして「多様化した生活に合わせた子育て支援」を掲げています。12月定例議会における一般質問では、子どもの貧困、子ども医療費助成制度、待機児童対策、理科観察実験支援事業について質問しました。今回はこの中から、子ども医療費助成制度と待機児童対策について取り上げさせていただきます。

子ども医療費助成制度については、子どもを安心して育てられるように子育てをするご家庭への財政支援として制度化されてはいるものの、国において制度化されておられません。各都道府県での制度のもとで市町村が独自の内容を上乗せして実施している状況で、自治体によっては対象年齢や所得制限、あるいは自己負担金の有無など地域間においてサービスの内容に差が出てきてしまっています。千葉県において対象年齢は、入院については中学校3年生まで、通院については小学校3年生までとなっている中で、県内市町村については全市町村において通院入院とも中学校3年生ま

で対象としており、うち12市町村では入院通院とも高校3年生まで対象としています。

本来、この制度は子育てをしているご家庭への経済的な負担軽減を図る子育て支援を目的としており、市町村間の格差は是正していく必要があります。同時に自治体に任せるだけでなく、国の責務において子どもの医療費助成制度を実施し、国と一体となった対応をしていくことが望ましいと考えます。千葉県としても統一した制度の下に、国、県、市町村が一体となって取り組む必要があるとし、あらゆる機会を通じて国に要望しているところでもあります。また千葉県としての対象年齢の引き上げについては、これまで行ってきた対象拡大の効果の検証とともに国の動向を見極めつつ、総合的に判断していくとしています。今後も子ども医療費助成制度の市町村格差の是正、助成の拡大に向けて引き続き取り組んでまいります。

待機児童対策については、対策の両輪である施設整備と保育士など、保育園で働く職員全体の確保を併せて進める必要があると考えます。保育士確保については、新設する保育所の一部において保育士確保が思うように進まないため、初期の定員を縮小して運営している園もあります。東京都では保育士の処遇向上のために独自の人件費補助を行っていたり、一部の比較的財政の豊かな自治体は賃金を引き上げることで必要な人材の確保に努めていますが、一般の自治体との間で児童福祉の水準に格差が生じてしまう懸念があります。このような中、千葉県では今年度、保育士養成施設に対する就職促進支援事業や保育士修学資金等貸付事業を予算化し、保育士確保対策に向けて取り組みを始めましたが、保育士確保については処遇改善が社会問題化されており、一層の拡充が必要と考えています。同時に保育園の運営、保育園で子どもを育む環境の改善は保育士だけで解決できるものではないとも考えます。



平成24年3月、厚生労働省は保育所における食事の提供ガイドラインを策定しており、調理員の重要性は認識されています。それ以外にも市町村の裁量で、栄養士、看護師などの職員が配置されています。様々な職種の方々の協力により保育の質の向上を図っていることから、保育所等で働く職員全体の処遇改善に向けた取り組みは急務と考えます。処遇改善については職員の職種に関わらず、平均勤続年数や、賃金改善計画の作成などを要件として人件費の改善加算が行われています。千葉県としては、処遇改善加算の適正な運用が行われるよう、市町村を通じて、周知徹底をしていくとしています。しかし、そもそも国の基準ではヒューマンパワーが不足しており、それぞれの市町村の裁量で上乗せして配置しているものの、人材確保については大変苦勞しているのが現状です。特に昨今ではアレルギー食や宗教食、食育といった対応が求められる調理員や栄養士の人材不足は大変深刻化しています。

国は保育士の負担軽減のために入退園のシステム管理にICTの活用を始めました。そういった観点から調理器具の充実、例えば食洗機やスチームコンベクションを図ることにより人材不足を補っていくのも一つの方策と考えます。これらを踏まえ、待児童対策として引き続き、保育士確保対策に併せて、保育園で働く職員全体の処遇改善に向けて粘り強く取り組んでいくと共に、ICT化や備品補助についても取り上げ、負担軽減ができるよう全力をあげてまいります。

■食品ロスの削減に向けて

もう一点、12月議会の一般質問で取り上げたのは食品ロスの削減についてです。

世界では、約8億人の人々が栄養不足にあると言われており、その一方で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスの大量発生が世界的な問題となっています。日本における食品ロスは年間632万トンとされており（図表1）、これは国民一人当たりになると、毎日お茶碗1杯分のご飯と同じ量を捨てていることとなります。

図表1 日本の食品ロス(年間約632万トン)の発生状況

	食品ロスとなっているもの	発生量
食品メーカー	定番カット食品や期限を超えた食品などの返品	約330万トン
	製造過程で発生する印刷ミスなどの規格外品	
小売店	新商品販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された食品	
	期限を超えたなどで販売できなくなった在庫など	
レストランなどの飲食店	客が食べ残した料理	
	客に提供できなかった仕込み済みの食材など	
家庭	調理の際に食べられる部分を捨てている	約302万トン
	食べ残し	
	冷蔵庫などに入れたまま期限を超えた食品など	
合計		約632万トン

出所：政府広報オンライン（<http://www.gov-online.go.jp/>）2017年1月23日アクセス より作成

昨今注目されはじめているフードバンクはアメリカでは既に半世紀の歴史があります。日本では2000年以降に初めて活動が開始され、平成25年時点で約40団体が活動しており、その取扱量は4,500トンで、千葉県では1団体が活動しています。農林水産省では食品ロス削減に向けた食品関連事業者の実践的なモデルの普及や、フードバンク活動を行うNPO法人等への支援として、今年度2,400万円の予算が措置されています。

食品ロスは、貧困対策、食料の安全保障、廃棄物の削減などの多角的な側面があり、対策を行う

ことの有効性は非常に高いと考えます。国や食品業界が積極的な取り組みを見せる中、食料の生産県でもあり、620万人を抱える大消費地である千葉県としても取り組むべき課題がたくさんあります。千葉県内の食品ロスの発生状況は、平成25年度で約16万トンと推計されました。また、家庭から排出される食品ロスは、年間約10万トンから15万トンとなり、これを合計すると、千葉県内で発生している食品ロスは年間約26万トンから31万トンと推計しています。

また、大消費地共通の課題である食品ロス削減に対し、千葉県は第9次千葉県廃棄物処理計画に「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を平成32年度までに500グラム以下」とする削減目標を初めて定め、その達成に向けて食品に由来するごみの減量に取り組んでいます。また、九都県市では、外食産業と連携したフォトコンテストや、ホームページでの食品ロス削減の取り組み事例を紹介するコンテストの「食べきりげんまんプロジェクト」を実施し、食品廃棄物の削減を促進しています。

そのような中、千葉県は食品ロスが製造から流通、販売、消費まで様々な段階で発生していることから、一層の削減に向けて、関係部局が連携して取り組んでいくとしています。家庭や事業者の段階で食品ロスの発生を減らすこと、まだ食べられるものを食べ物に困っている方に結びつけること、最終的に廃棄された後も有効に活用することなど、できることはたくさんあります。私は食品ロスの問題の重要性についてこれからも引き続き取り上げ、食品ロスの削減に繋げてまいります。

守屋 貴子 プロフィール

1968（昭和43）年、千葉縣市川市に生まれる。聖徳大学短期大学部卒業後、建設会社に入社。2007（平成19年）年から市川市議会議員を2期務め、2015（平成27）年4月に千葉県議会議員に初当選。

市原市における 林地開発の諸問題



市原市議会議員 宮国 克明

1. はじめに

市原市は、1963（昭和38）年5月1日、市原・五井・姉崎・市津・三和の5町が合併し、県内19番目の市として人口72,788人で誕生しました。2016年4月1日現在の総人口278,276人。市域は、房総半島西部を流れる養老川の流域にあり、北は東京湾に面する臨海工業地域、南は房総丘陵に連なる山間部で非常に長く、市の面積368.17平方キロメートルは県内で1番の広さとなっています。

私の地元である市原市光風台は新興住宅地として市の中部に位置しますが、その光風台の隣接地に林地開発の話が25年前に持ち上がりました。今回は、その林地開発に対する取り組み経過や今後の課題等についてレポートすることにしました。

2. 林地開発とは

まず、林地開発が許可制度になっている趣旨から考えることにします。

林野庁は、「森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。また、これらの森林は、一度開発してその機能が破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。従って、これらの森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適

正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあります。林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としています」と説明しています。

適正な利用を確保するため、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）がこの制度の対象になります。許可基準には、①災害の防止、②水害の防止、③水の確保、④環境の保全をクリアしなければならず、これらをクリアすれば県は許可しなければならないことになっています。

林地開発の申請はS49年～H17年には33,755件、面積は233,696ヘクタールで、この当時の開発目的はゴルフ場の設置が一番多く、土石の採掘、農用地の造成、住宅用地・別荘の造成など当時の社会背景が映し出されます。

3. 光風台隣接地の林地開発問題から

(1) 光風台の隣接地では、平成4年5月に、千葉県内のA業者から千葉県に提出された林地開発の申請が許可されました。上記の4つの基準がクリアされたと言う事です。そして開発許可に伴う土砂等の埋め立てが計画されました。市経済部の平成28年3月の説明によると、当時市原

市では、昭和63年に残土条例が施行されていましたが、森林法による規制対象となる1ヘクタールを超える埋め立てのため市条例は適用除外にしたとのこと。千葉県の残土条例はこの時点では制定されておらず無法状態でした。業者は埋め立てに当たって光風台団地の中を通過すること、等を光風台自治会に説明し、埋め立て後は宅地にし、住民が使える公園も作ると説明していました。光風台では地下水を水道水として利用していたので環境問題には敏感で隣接に建設予定であったゴルフ場建設にも農業問題で自治会として厳しい態度で臨んでいました。

(2) 現場で産業廃棄物の不法投棄発見

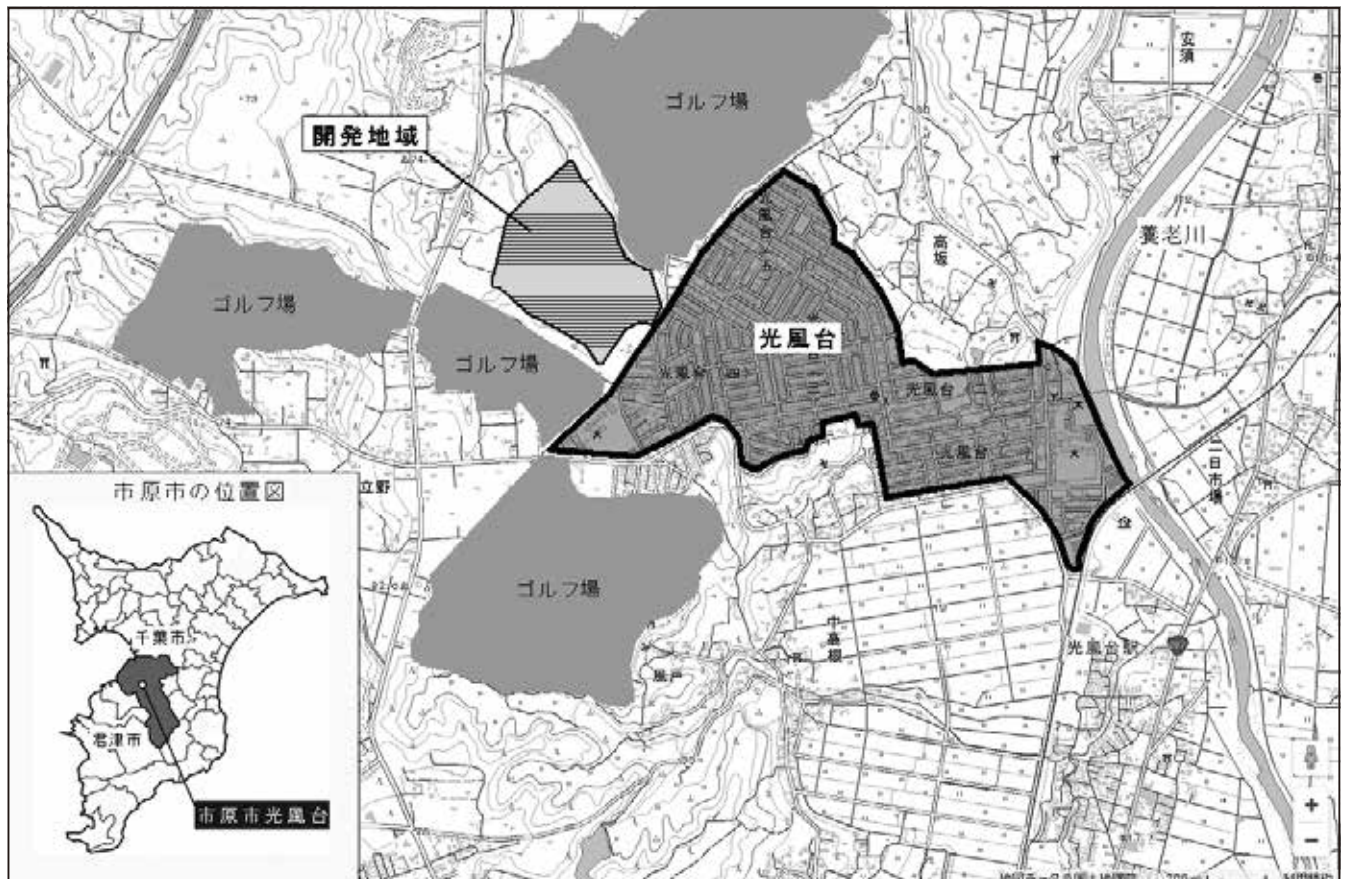
埋め立て工事は、平成5年から始まりました。その頃、残土には産業廃棄物が混入される事件が相次いでいたので、光風台自治会は警戒して現場での搬入物の監視をしていました。実際に工事が始まると考えが甘かった事例が出てきました。

- ① 朝早くから箱型10トンダンプが道路に並び騒音、振動、悪臭に悩まされた。
- ② 何が捨てられるか、遠目ではなかなか判断できない。

そんな中、住民が現場で搬入物が捨てられる状況を監視していたところ、明らかに残土ではないモノが捨てられていたのを発見し、すぐ千葉県、市原市に通報し現場に来てもらい確認したところ産業廃棄物と判断され即時工事中止となりました。搬入には箱型の大型トラックが使われ外から搬入物を確認することはできませんでした。光風台の住民は裏切られたことに憤りを感じ、産業廃棄物の撤去を早急に実行すること、撤去に際し使用するトラックは4トン車とすることなど申請業者、施工業者と協定書を交わし撤去させました。

- (3) この問題を通して学んだことは、光風台における林地開発は許可基準である①災害の防止、②水害の防止、③水の確保、④環境の保全の面

図表1 市原市光風台に隣接する林地開発地域の周辺図



で問題が生じた事例ではないか、この場合の住民の救済措置は考えられないのか、という点でした。

また、林地開発に伴う残土による埋め立てに対する規制が必要と言う事でした。千葉県による残土条例の制定はこの後平成10年になされました。しかし、その後の残土処分は問題が多く出現し県も手を焼くほど大きな問題となりました。

4. 市議会で

この問題について、私は平成20年12月議会で次のように質問しました（平成20年市原市議会第4回定例会議事録より）。

質問

「以前、光風台団地に隣接する山林を所有する会社から、この山林を林地開発して宅地にしたいと、そのために残土を搬入して谷津を埋め立て平地にしたい、このような住民説明会を行い、埋め立てが始まりました。この場合、林地開発の許認可は県が行い、窓口は市が行っていました。ところが、残土と称して搬入したものの中に産業廃棄物が混入されているのを住民が発見し、県・市に通報し、証拠の写真や現地での掘り起こしで、やっと残土搬入が中止になったという経過があります。これは、15年前の話ですから、もう現在ではこんなことはない



と信じておりますが、どうも、残土の処分というふうに言われますと、このことを思い出しまして、なかなかいいイメージがわからないんです。（中略）県の許可する残土処分申請について、市はどのような関わり方になっておられるのかお聞きいたします。そして、許可後の残土の検査、あるいは搬入残土の運搬先の確認・経路、書類のチェックなど、どのように行われるのかお聞きいたします。」

答弁

「1点目の、県許可の残土処分場の申請における市のかかわりについてでございますが、特定事業の許可に当たりまして、県は市の所掌する事務との関係、及び法令上の手続状況、並びに当該特定事業に関する意見等について、市に対し照会してまいります。市は、事業者から説明を受け、庁内に設置した市原市土砂等による埋立て等許可連絡会議に諮り、当該事業に関する意見等をまとめ、県へ回答しております。

2点目の、許可後の処分場の残土の検査、書類のチェック体制についてお答えいたします。

搬入前には、残土発生場所ごとに土砂等の発生量、地質分析結果証明書を提出させ、事業開始後は4カ月ごとに県・市合同で立ち入りを行い、試料を採取し、地質検査及び水質検査を実施することにより、土砂の安全性を確認しております。

3点目の、残土処分場の完了時検査についてお答えいたします。

完了検査時におきましても、県・市合同で立ち入り、初めに堆積構造について、土砂等の崩落や飛散または流出による災害の発生を防止するための措置が講じられているかどうかの確認を行います。」

光風台での不法投棄事件から、15年経過し、県の残土条例制定、市原市も条例改正を重ねる中で

の質問でした。行政は「残土条例で規制している」ことを強調していました。しかし、住民にしてみれば100%の規制ができていない現状からすれば条例の改正で住民同意を要件とすべき、という考えでした。県は条例改正には応じないので、市が県条例の適用除外として独自の市条例で規制強化をすべきという、市民の声が大きくなってきました。

平成21年の3月議会での私の質問では、

質問

「～現在、木更津市と富津市が検討しておりますというふうに聞いておりますので、もしも木更津とこの富津が適用除外になった場合には、市原市は千葉と木更津のはざまになりまして、やはり残土の処分が集中するんじゃないか(中略)3,000平米以上についても市が独自に規制していこうという条例をぜひ考えるべきだと思うんですが、その点のお考えをお聞きします。」

答弁

「残土埋め立て行為の実情というものが、県外からの搬入、また市域にまたがる埋め立て行為など、広域的な問題としてとらえることが必要であると考えております。このような埋め立て行為の現状を踏まえた中では、県が主体となった規制の枠組みが望ましいものと考えております。市では、県職員として併任辞令を受け、すべての残土処分場への立入調査権が付与され、適宜監視し、必要に応じて県とともに指導を行っております。」

この市原市の見解は、今でも継承されています。市議会でも平成25年9月議会において県条例の強化を求める意見書を県知事宛に提出しました。確かに県が条例改正で、規制強化に動けば県内一律になり、理想的な条例改定になります。しかし、現実には

千葉県は平成10年に残土条例を施行したにも関わらず、市民の目には不法投棄が目につき不安がぬぐい切れないことから、市独自の条例制定という声が強まったと私は理解しています。

5. 光風台隣接地林地開発による土砂埋め立て再開

平成28年から、光風台隣接地の埋め立てが再開しました。林地開発は更新されてきたと言う事です。埋め立ては残土ではなく再生土によるもので残土条例の対象にならない、というものです。残土条例に言う残土とは、土砂等に混入し、又は吸着したもので、再生土は建設汚泥を中間処理し改良した資材なので土砂等ではないということらしいです。したがって、業者は埋め立てに千葉県の許可を得る必要がなくなった、ということでの工事再開(埋め立ての準備)を始めたのです。住民としては大型ダンプが町の中を通るのでは、騒音問題、小学生の通学路、何が捨てられるのか分からない、このような不安があるので、業者側のキチンとした説明が欲しいと言っているのです。今の状態では行政も手が出せない状態になっています。そこで、市原市としては周辺の市町村と連名

図表2 現在の埋立地の状況
(森林伐採により崩壊が心配される崖の写真)



で千葉県に対し、再生土の規制を求めて要望書を提出したのです。千葉県では、再生土に関する指導指針を作成しました。

光風台の埋め立ては現在排水問題で膠着状態です。再生土は強アルカリ性なので、下流の水利権者の同意や排水を浸透式にした場合、光風台周辺は地下水を飲料水に利用しているのでその影響が問題になります。

6. 光風台の今後について

この埋め立て問題は、光風台にとって生活環境の問題であり、千葉県は24年前の林地開発の許可の見直しを図るべきと考えます。再生砂、改良土は千葉県が管理できるのかどうか、が問題で千葉県議会での議論を期待するところです。再生土にしろ、残土にしろ、光風台の住民にとっては、過去の問題から住民の不信はぬぐい切れず、今回の再生土による埋め立てについて「説明」を求めています、回答が返ってきません。

光風台の問題を述べてきましたが、今後については次のように考えています。

(1) 市民との協働

林地開発の申請段階で市は県からの情報を住民に提供し、住民の理解が得られる事案かどうか、町会や自治会と相談するシステム作りが求められる。

(2) 光風台で現在問題となっている再生砂の埋め立てについて光風台住民は町会を通して「住民説明会」を求めてきたが、業者は応じない。行政の指導が及ばないことについて、私は疑問に思う。どこで歯車が狂ったのか。この様な事で住民は「国民生活の安定と地域社会の健全な発展」につながる林地開発として受け入れること

図表3 埋め立て現場の入り口《2016年12月》(写真)



ができるだろうか。現状は否である。地域社会の発展につながらない林地開発の許可は違法ではないのか、疑問は膨れるばかりだ。

(3) 林地開発は「国民生活の安定と地域社会の健全な発展」を目的に許可されてきた。しかし不適切な残土処理による弊害によって、林地開発自体にも不信が募る。このことは行政にとっても住民にとっても業者にとってもプラスにならない。この林地開発の是非を問う行政の努力が求められる。行政が動かなければ、住民審査請求の可否も検討すべきだろう。

宮国 克明 プロフィール

1950年	山口県長門市生まれ
1976年	千葉大学人文学部法律専攻卒
1987年	行政書士事務所開設
1999年	市原市議会議員
2015年	4期目当選
現在	市原市議会議員 千葉県行政書士会員 社民党市原支部代表

公共の担い手

NPO法人 ちば里山センター



NPO法人ちば里山センター 理事長 **金親 博榮**

1. ちば里山センターの発足と運営

2003年第54回全国植樹祭の千葉県での開催を契機として施行された「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（里山条例）にある県民参加の元に、里山の持つ多面的な機能を発揮するため、県内の里山活動団体の連合体として、当センターは2004年に発足しました。

この「里山」とは、田舎を構成する森林、田、畑、沼地、集落などの景観を含む広い意味での「農山村の生活に関する環境全体」を包含するものです。

会員数は、当初の18団体から2016年には95団体と増加し、会員の所在地も全県に広がり、任意団体、NPOに加え、企業、業界団体なども加入し、現在の形となりました。

活動内容の拡大に伴い、契約行為、助成金や寄付金の取得、資金の確保等に対して、法人格の必要性が生じ、2010年には非特定営利活動法人に衣替えしました。この間、千葉県の予算、人事面での関与は薄れ、自立化の流れの中で、現在では、個々の県民がボランティアとして、各種の補助金などを得て、県市行政の一端を担う組織として運営しています。

この一連の、里山に関する施策は、全国でのさきがけとなり、千葉県行政の成果として注目され、国内外からの視察団を多数受け入れています。

2. ちば里山センターの事業

一方では、十分な産業政策を描けない林業、

環境行政を下支えし、県民ぐるみの、環境や生物多様性への意識を醸成する視点から、持続可能なライフスタイルへの転換、地域活性化などにも、意を配る活動に取り組んでいます。

- 「里山ワンストップサービス」は、森林所有者や県民など、里山に関する何でも相談の窓口として、「里山情報バンク」は、利用して欲しい里山の候補地情報をHPで公表し、里山の保全活用と楽しみの場を探す県民を結びつける事業です。「ちば里山新聞」の発行、「安全講習会」は里山活動の参加者の掘り起こし、知識、技術レベルの向上のため、毎年4回程度を開催しています。
- 「ちば里山カレッジ」では、「ボランティア養成コース」を28日間「次世代リーダー養成コース」を15日間、「フォローアップ研修」を4日間を開設し、県下25市からの応募者を得て、延べ47日のカリキュラムを編成し、3年間で、



樹木伐採、チェーンソーの安全講習

238名の卒業生を輩出し、各市での里山活動で活躍する人材源となっています。

- 「里山シンポジウム」の13年間にわたる開催
県下12市で、各市の支援をえて、13回開催し、「里山に託す私たちの未来」を共通テーマとして、毎年多数の分科会と全体会を同時期に開催しています。このうち八千代、千葉、いすみ、市原、君津、山武、南房総等では、シンポジウムを契機として、市を中心とした里山活動団体のネットワーク化が促進され、現在拡大中という成果を得ています。

3. ボランティア活動の問題点

社会的な課題への対処を、無償の労働を投入して解決に当たる「ボランティア活動」を、「できる人が、出来る時に、出来るだけ」を合言葉に、進めています。その欠点は、若年層、稼ぎ手の年代の参加が、容易ではないと言う事です。この状況の改善は難しく、年配者ばかりのボランティア団体が増え、資金不足と並んで、後継者不足が、大きな課題となっています。

4. 林業の再生につながる里山活動

山林は、国土の2/3、県土の1/3を占める、突出して大きな自然資源であり、生存環境です。

一般の市民の距離を縮めるためにも、広く県民を、里山に招き入れ、次に、保全活動を体験し、これを楽しみ場所として利用する事で、住民の地に足のついた活性化が始まると考えます。

より多くの県民が、里山への理解を深め、大切さや楽しさを知る事は、森林・林業の広い意味でのサポーターになる事が期待されます。業界内部での、自助努力はもとより、この推進のための森林環境税の実現も、千葉県にとっての課題です。

5. 国際化と地方自治

ボーダーレス化による、物資の自由な移動

は、コスト優先の生産を追い求める事となり、生産場所を選ばない農林業は、市場原理に、追いやられていきます。全国の林業生産額は、全体で4,500億円、きのこなどの林産物と木材が、半々です。産業部門としての林業は、額では、消滅同然となっています。

荒れる里山には、ゴミの山、そこを格好の住みかとする、イノシシ、シカ、サル、ハクビシンに耐えられず、住民が、絶滅危惧種のトップにランクされる有様です。これに加えて、都市住民の多くが、この危機的状況を知らないという事実は、もっと深刻な事態といえるでしょう。

また、自然環境の劣化をも伴う土地利用に対しては、別の土地において、損失に相当する自然、生息環境の確保を義務付ける「里山バンキング」などの、欧米先進国に追いつく環境国家としての法制度の整備が求められています。

里山活動の活発化の中で、「里山」は「SAT OYAMA」として、国際的な用語となり、千葉県はそのメッカともなっています。一方では、「里山」という用語は、千葉県の事業名からは消えうせ、取り組み姿勢の矮小化が憂慮される事態ともなっています。

6. 里山の市民活動

リタイア後の人生と高齢化社会を見つめつつ、仕事の傍ら、近所の里山田畑での余暇活動は、健康の増進、地域コミュニティへのスムーズな仲間



ちば里山山カレッジ 講座風景

入り、気軽な社会奉仕活動として、打ってつけです。里山の管理は、樹木の育成作業であり、CO₂の吸収、固定化を通して、大きくは地球温暖化への対応としての意味を持っています。里山活動はハードな、男の力仕事で、危険な作業との間違っただイメージを解き、地域の清掃や美化活動と同じく、地元意識の涵養により、地域コミュニティーの再生、活性化を期待する事ができます。「他人のために働くことが、自分に還ってくる」そんな活動が、「里山活動」なのです。

7. 気候変動と里山活動

人は、森から生まれた生き物と言われ、森は、人にとってなくてはならないものです。古代文明は、森林の消滅とともに、消えたといわれます。人の命は、森林の持つ多面的な機能なくしては存続できません。生き物は、他の生き物の食物となり、ハチは、植物の受粉に大きな役割を担って、他の命をつないでいます。人が、ひとりでは生きられないのと同じく、他の何百万というほかの命があつて初めて、人の持続可能性が保たれています。他の生き物が回りにいることが不可欠なのです。絶滅危惧種の半分が森林を生活の場としています。

地球温暖化の主因CO₂の増大の原因は化石燃料が3/4、森林破壊が1/4を占めるといわれ、森林環境の整備は喫緊の課題です。

8. 日本の情勢

日本は、これまで、近代化は工業化であるとして、1960年代の丸太の輸入自由化以来、工業製品で稼いで、食料、木材は輸入すればよいという方向でしたが、その反省の時期がやってきました。

農林業は下等な産業であり、土にまつわる仕事は、低級なものとして、久しく認識されてきました。この結果、人口、仕事の都市集中、貧富の差の拡大、農林業従事者の不足を招くなど、その他沢山の社会的な不安定要因を創り出してしまいました。

人手の入らなくなった所には、野生動物が跋扈し、人を駆逐する例が、各地におきています。これらの状況は、非常に近い将来、日本のいたるところで、「普通の事」になってしまいそうです。

9. 「里山の復活」は「体験の復活」

日本人の弱体化の大きな原因に、知育偏重が挙げられ、この反省として、「体験」が見直されています。「遊び体験」も人格の形成に大きく影響し、想定外の事件の多発は、その結果とも言われます。里山での田舎体験、故郷体験は、子どもにとっても良い効果があります。

都市と、田舎の双方のニーズを、「里山」を介して、相互に交換する相補関係を築く事は、過度の分業化が地域の、社会全体に衰退をもたらす、市場経済優先、都市集中、農山村の崩壊を防ぐ手立てとなります。

10. これからの行動基準

林家は木材を生産して利益を得たい、一般の市民が望むものは環境保全などの公益的機能。政治や行政の役割は、目標を設定した上で、この相反する要求の合意を形成するにあります。

森林は公共性が高く、所有者のものではあっても、市民、国民は大いに関与すべき対象となっています。自然との共生を基本理念として、それぞれの地域の自然を活かし、それに沿った生き方を開発していく事が、住民と行政の役割です。

かねおや ひろし 金親 博榮 プロフィール

1947年千葉県佐倉市生まれ。1970年早稲田大学を卒業後サラリーマンとなるが、1991年に会社を辞め、家業・農林業に就く。1992年谷当グリーンクラブを設立し、代表就任。2012年NPO法人ちば里山センターを設立し、理事長就任、現在に至る。

世界構図激変のなかでの2017年の課題 トランプ新政権登場の現代史的意味

島根県立大学名誉教授 **井上 定彦**

2016年後半は日本と世界の現代史において、それまでの19世紀、20世紀とは違っていたいかにも21世紀らしい歴史的転機の時代に立っていることを実感させるいくつかの大きな歴史的出来事があった。

いうまでもなく、その最初にあげるは、アメリカでドナルド・トランプ氏が大方の予想を覆してこの1月20日に新大統領に就任することになるということであろう。氏は共和党ではあってもその主流から大きくはずれているとされてきており、かかげる「アメリカ第一主義」に、キッシンジャー氏を含めて首をかしげていた。これはおそらく本人が思うよりも大きな意味を歴史的にもってしまふものと思われる。それまで、アメリカ大統領は、世界秩序についても、政策の方向性についても、まずはユニバーサリズム（グローバリズムもそのひとつ）を通念として、そこに責任をもつことで「アメリカを偉大にする」といつてきた。だから、世界はそのアメリカの動きを国際的「スタンダード」としてまずみる。その上でさまざまな対応を考えるということであった。このような国際的常識をみずから覆すことを公約として当選してきたのである。トランプ新大統領は、20世紀から近年までの世界をリードし築きあげてきた（いわばアングロ・サクソン流の）「自由と民主主義」思想にもとづくという意味で「普遍性ある世界秩序（IMF、国連、WTOなどの「自由化経済体制」、ユニバーサリズム）を担うということであった。それなのに今回のトランプ新大統領は、その長い伝統を破ったことになる。代わってビジネス・商

取引の相対関係の取引き、「二国間主義」を表に出してきた。したがって、大統領就任の最初の日に「TPP（環太平洋経済連携協定）」を破棄すると述べたのである。

だから、この動きについての世界のジャーナリズムは「新孤立主義」とか、「内向き志向への変化」とか、「ネオ・ナショナリズム」の台頭とかいう概念で特徴づけているわけだ。大統領に就任すれば実際にやることは、より「現実主義」になるとの楽観説が日本では根強い。しかしながら、アメリカは大統領が交代すれば、閣僚はむろんのこと、そこに付き従う政府高官、連邦官僚群をたばねる高級官僚をはじめ、数千人規模の人事の入替えがあるのが通例である。トランプ氏にとっては、これには、ほぼ1年間弱をかけて広大なアメリカ合衆国を行脚し（新政権最初の100日行動プランの公表を含め）演説し、ライバル（ヒラリー・クリントン民主党候補）と公開討議。その激烈な選挙戦のうえに新大統領として登場することになっているから急な変身は難しいのである。このことは、かつて自民党中心の政府から民主党の政権へと交代したこと（2009～2012年）のある日本での経験でも理解しにくいところがある。この日本の政権交代はいくつかの改革はそれなりにあったものの、それでも、国家官僚群、地方官僚群という行政機構という（安定性が重視される）統治勢力の基盤の上に乗ったうえでの変化であり、内外の政策に大きな断絶が生じたとはいえなかった。加えて、アメリカ議会選挙もまた同時期におこなわれ、上

下両院で共和党系が民主党系をおさえ勝利する結果となったという点も加わっている。オバマ政権の二期にわたる、私たちの知るアメリカらしい国際戦略は相当に変容する、と覚悟しなければならない。

■イギリス・欧州連合離脱の歴史的意味

いまひとつは、記憶に新しいイギリスの欧州連合（EU）からの離脱が国民投票により決められ（昨6月末）、新たに着任したメイ氏が率いる英保守党政権は本年3月までに離脱を正式に通告することになる。イギリスは人や移民の移動に関わるシェンゲン協定に承認してはいなかったものの、これまで長い時間と経緯をへて構築されてきた欧州単一市場という制度からの離脱のあり方に関わる利害得失、EU加盟国としての欧州連合に対する政治的影響力が、むろん大きく減殺される。わたしたちにとっても、欧州といえば、まずはイギリス、そしてフランス、ドイツが連想されるが、その欧州からイギリスが離れることの意味は大きい。それは、日本の近代化にも大きな影響をあたえ（大英帝国として）、過去数百年にわたる世界の近現代にまたがって、強大な知的ヘゲモニーをもってきた国の位置どりがすでに変わってきていたということでもある。加えて、それにとどまらず、長期にわたり一体とみなされてきた、英・米の関係についての変化もある。中国主導のアジア投資インフラ銀行（AIIB）発足したとき（2015年末）に、なんと、イギリスと欧州勢は日米主導のアジア開発銀行の存在とまた推進してきたTPP（環太平洋経済連携協定）推進への動きに逆行するかのような動きをした。アメリカの説得も虚しく、イギリスと欧州勢はオーストラリア、韓国を含めてこれに参加（当初57か国、その後100か国に迫りつつあるという）。米・英間の行動離反が目をついた。1941年（太平洋戦争突入前の8月）の大西洋憲章（米英の同盟）以来の世界を構

築してきた関係にいまや疑問符がつく状況となっていたのである。アメリカ政府は英の欧州連合残留を望んでいただけに近代世界を200年以上にわたってリードしてきた「欧米同盟」までもが緩み、あやうくなっている、とみなければならない。

ロンドン・エコノミスト（The Economist）の表紙（カバーストーリーを示す）は時代を象徴する政治風刺画のイラストが登場することで有名である。昨11月19—25日号には、世界精神ともいえる「自由の女神」が置き去りにされ、トランプ氏とプーチン氏がイギリス独立党のファラージ氏をしたがえながら突進をはじめているという「戯画」が掲載された。そこには、トランプ新大統領がイギリス保守党ではなく右翼独立党に秋波をおくり、クリミア併合にあれだけ露骨な力の行使をしたロシアのプーチン政権にもエールを送っているという驚きが表現されている。本文では、これに中国やトルコのエルドアンが事例にあげられている。

19世紀は「パクス・ブリタニカ」（イギリスによる平和）、20世紀は「パクス・アメリカーナ」（アメリカによる平和）といわれてきたことは良く知られている。私たちはそのような世界秩序がいまやまさに終わりつつあり、「ネオ・ナショナリズム」とか「新たなナショナリズムの時代」とかいう、長い困難と不確実性に満ちた（過渡期ともいわれるが）時代に移行してしまっていることを自覚しなければならない。もはや「自分の頭」でものを考えなければならないのだ。

■安倍政権の対応と私たちの課題

外交は内政の延長あるいは従属的表現にすぎないということは「大国」についてはよくいわれることである。いまは客観的にみて、日本は「大国」であるというのにはすでにおこがましい（長期停滞によって経済規模はアメリカの五分の一強、結束が弱まったとはいえ欧州連合の三分の一、そして中国の半分以下、というところである）。石橋

堪山が1920年代の軍国主義台頭懸念のさ中に（大日本主義を掲げた勢力に対して）独自の外交力で自立した「小日本主義」を掲げた。「大国」に挟まれる日本にとって外交は大切だ。そのような自立した思考と普遍性ある価値をもってあらためて内外の政策を考え直す、その必要があるのではないか。日本の政府、そして私たちは、いまこうして「新たに現れた世界」を直視しながら（親米・反米・嫌米の思考枠組みを脱して）いかに向き合うべきなのか。このことを問い直さざるをえないと思う。

そのとき、最近の安倍政権のいくつかの動きに私たちは強い違和感を感じはしないか。一つ。ようやく発効にいたった地球温暖化対策の「パリ協定」批准の遅れという問題。それまで後ろ向きだった米・中がようやく批准したのに、気にもせず、なんと日本の批准が発効に遅れてしまったこと。それまで「京都議定書」は、日本が環境保全先進国として世界のモラル・ヘゲモニーをもってきたにもかかわらずである。「世界で尊敬される日本」をこんなかたちで投げ捨ててよいのか（政策路線の隔たりの大きいトランプ氏やプーチン氏との会談については、首相官邸はまずもって日程を優先させたが）。

二つ。世界の念願である国連の核兵器禁止条約交渉開始に日本が「反対票」を投じたこと。唯一の被爆国である日本が「棄権」でもなく「反対」に回った（スウェーデンは賛成、NATO加盟のオランダ、また中国は棄権したのに）。

三つ。賭博推進ともいえる「カジノ推進関連法」。普通の市民感覚からみてなぜこのような新たな法が必要なのか。しかも「もともと最初から強行採決などは考えていない」としてきた首脳のもとの、衆院内閣委員会議論はわずか数時間で強行採決となった。あまりに言葉が「軽すぎ」はしないか。

四つ。第二次大戦後、70年間にわたり決して「戦争」をせず、海外の戦闘で人を殺さない、殺され

もしないようにしてきた日本。日本国憲法の平和主義を私たちはずっと守ってきた。不戦条約（世界中の主要国が調印したパリ不戦条約〔1928年〕）の精神をもっとも誠実に実行してきた。これは私たちの「誇り」ではないのか。安保関連法と「駆けつけ警護」の名のもとに、もしも「武器の使用」になったとき、それを「衝突」と言い抜けられるのか。現地たる海外での「武器の使用」となったとき、それは「武力の行使」ではないのか、そうならばそれは戦争なのだからあまりに明白な憲法違反ということになる。それはさらに大きな戦争への参加の一里塚、「アリの一穴」（後藤田正晴氏）を大きくすることになりはしないか。

五つ。皆が懸念してきた事故歴のあるオスプレイが墜落（英文では不時着ではなく「クラッシュ」といっている）したのに、その原因究明や説明も不十分なまま（「日米地位協定」により海上保安庁の捜査申入れにもかかわらず）わずか6日後に沖縄や日本の世論を意図的に無視するかたちで飛行再開とのこと。稲田防衛大臣は「一般的に理解できる」というが、翁長沖縄県知事はむろん「言語道断」といわれる。木更津に近く飛来する予定とも報道されている千葉の皆さんはどう思いますか。納得できますか。

なお、これらにも関わる千葉の県知事選挙は2017年4月に行われることもお忘れなく。

井上 定彦 プロフィール

社会環境学会、社会政策学会、日本平和学会、
日本労働ペンクラブ等の会員
専門 国際政治経済学、社会経済学、島根県
立大学名誉教授、千葉市在住



シリーズ 千葉の地域紹介 長南町

- ・人口：8,389人
(平成29年1月1日現在)
- ・面積：65.51km²
- ・町の木：ヒノキ
- ・町の花木：桜
- ・町の草花：べに花

緑の大地と歴史・文化を感じる ちょうなん

長南町役場 企画政策課 広報統計係 若菜 亮佑

■潤いと安らぎの町

長南町は、都心から60km圏内にあり、緑豊かな里山や田園が広がる自然に恵まれた地域で、千葉県ほぼ中央部に位置しています。

田園地帯では、良質な美味しいお米が生産され、古くは城下町や宿場町として栄えた歴史をもち、文化的・歴史的遺産が数多く残された文化の香り高い町です。

また、圏央道・茂原長南ICの開通により、移動時間が短縮し、企業活動や観光、レジャーの利便性が向上しました。本町は、年間29万人を超えるゴルファーが、町内8ヶ所のゴルフ場を訪れており、多くの方に長南町を知ってもらうため「キャンペーン」を実施し、長南産米のPR活動を行っています。

圏央道を生かした観光に力を入れ、より活気に溢れた町を目指しています。



ゴルフを楽しむ姿

■悠久の歴史に育まれた町

長南町には、数多くの歴史遺産があります。国指定重要文化財で、四方懸造という特異な構造の

「笠森寺観音堂」、房総有数の大型古墳である「能満寺古墳」、風物詩だった郷土玩具「長南袖凧」や「芝原人形」等が例に挙げられます。

「笠森寺観音堂」は、坂東三十一番観音霊場に相応しい雰囲気。起伏にとんだ地形で、深い樹林に包まれています。県内だけでなく、県外からも多くの観光客が訪れ、SNSでは「京都の清水寺に似ている」と、話題になる等、長南町を代表する観光スポットになっています。また、平成28年12月8日に和スイーツのカフェがオープンし、歴史文化を感じながら、ほっと一息つける憩いの場が出来上がりました。



笠森寺観音堂（国指定重要文化財）

■四季を身近に感じるイベント

長南町では、1年を通じて季節の輝きを感じられるイベントが盛り沢山です。世代を超えた交流と町民の方々との輪で、町が活気に包まれます。

4月は、野見金公園を舞台に「長南さくらまつり」。桜が見事に咲き誇り、長南町に春を告げる恒例のイベントです。

6月は、無数のホテルが幻想的な空間を創り出す「ホテル観賞会」や、野見金公園のあじさい、関東随一の長福寿寺の紅花をバスで巡る、「ぐるっと長南花めぐり」が開催されます。県内外から多くの方が訪れ賑わいます。なお、東に九十九里浜、茂原の市街地が一望できる野見金公園には、平成29年4月にカフェテリアがオープンする予定です。四季折々の風光明媚な風景をお楽しみいただけると思います。

他には、「花菖蒲まつり」、「花ハス観蓮会」、「長南フェスティバル」等、豊かな自然を背景に、盛り上がるイベントが1年を通して沢山ありますので、是非一度遊びに来てください。



咲き誇るアジサイ（野見金公園）

■数多くの食彩・特産品

長南町には、食の世界で有名なお店が点在しており、町の味覚をお楽しみいただけます。様々なカフェテリア・喫茶店に加え、ラーメン通にはとても有名なアリランラーメン、「ラーメン八平」



多くの特産品

があります。里山の中間に位置し、長蛇の列が絶えないお店です。

また、特産品では自然豊かな土地でとれた「長南産米」を始め、「椎茸」、「自然薯」、「レンコン」、「ウコン」等、新鮮な農産物・加工品が数多くあります。

多くのグルメスポットや、お土産には困らない、沢山の特産品をお求めに是非、長南町へお越しください。

■教育の町・長南の再生

本町では、地方創生の推進や住民福祉の向上、人材育成、学術等の発展に寄与することを目的とし、平成28年8月に、東京家政大学と「連携協力に関する包括協定書」を締結しました。

既に長南宿の魅力を再発見する「協働プログラム」や、特産品を使った「丼レシピ開発」等、学生達の若さ溢れる斬新な発想をいただき、着々と人的交流を進めています。

次に本町では、4小学校統合による新「長南小学校」が、平成29年4月から開校します。我が町初の小中一貫型校として、故郷を愛する「長南の子」を育む教育の拠点が始動します。学力と人づくりの教育をテーマに、ICTを効果的に活用し、楽しく分かり易い授業による確かな学力を育みます。

東京家政大学との連携協力による町の飛躍、また、保護者の方々が安心できる、教育環境が整備されたまちづくり。様々な課題を生かし、活用していくことで、長南町の更なる魅力をアピール・発信していきます。



協働プログラム

本の紹介

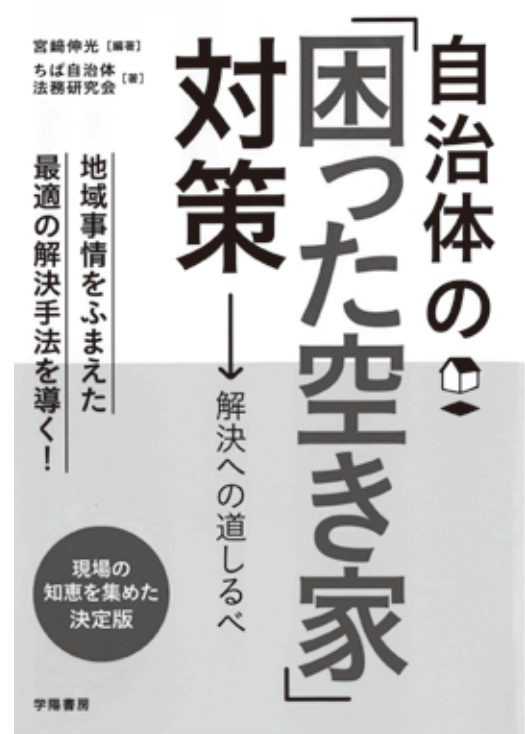
自治体の

「困った空き家」対策 → 解決への道しるべ

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター 事務局

当研究センターの宮崎理事長が社会問題化している「空き家」問題を取り上げこのほど“自治体の「困った空き家」対策→解決の道しるべ”を発売しました。

少子高齢化など人口減少社会の象徴として、持ち主がいなくなり、その後放置された空き家が都市、地方問わず顕在化し、防災上、あるいは景観上など様々な観点から社会問題化しています。地方自治体にとって新しい政策課題となり、その対策に苦慮しているのが現状です。宮崎先生はこの対策への具体的対処を導くべく関係者との討論・研究を重ねてきましたが、その結果を一つの冊子にまとめました。解決までの見取り図、関係法令などもコンパクトに収録して大変読みやすく充実した冊子となって完成しております。関係する皆様には一度手に取っていただくことをお勧めいたします。



編集・著作 宮崎 伸光 (法政大学教授)

発行所 学陽書房 価格2,400円(税別)



全 国の空き家総数 820 万戸、この衝撃的な数字は、2013 (平成 25) 年度に総務省によって実施された「住宅・土地統計調査」の結果として公表されて以来、しばしばいわゆる「独り歩き」をしています。同調査では、空き家は住戸全体の 13.5% ともされていますから、8 戸に 1 戸を超える割合になります。しかし、いわゆる「皮膚感覚」からしてみても、本当にそれほど多いと感じる人はおそらく誰もいないでしょう。

(本書より抜粋)

新聞の切り抜き記事から



研究員 井原 慶一

当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

□第31分冊 (2016年8月25日～12月7日)

千葉市45億円黒字 2015年度一般会計決算

千葉市は8月29日、2015年度決算を発表。一般会計の実質収支は前年度から15億6千万円増え、45億4,100万円の黒字を確保した。市税が12億3,500万円増、地方消費税交付金が11億3,900万円増であったことが原因という。(朝日8/30)

銚子市赤字回避へ 3億円歳入不足問題

3億円の歳入不足への対応を迫られていた銚子市の今年度一般会計は、赤字をひとまず回避できる見通しとなった。前年度決算や税収が好調だったためだが、巨額の借金に加え、老朽化施設の更新なども控えており、綱渡りの財政運営が続く。(千葉日報9/1)

県仲介で再就職44人 昨年末の退職幹部

県は2015年度末で退職した課長級以上の幹部職員97人のうち、民間企業や県の外郭団体に再就職した66人の氏名と再就職先を公表した。県の仲介による再就職が44人を占め、昨年(45人)とほぼ同数だった。(千葉日報9/5)

八千代市長公用車に妻 不適切使用を謝罪

八千代市内の別々の地区で行われた祭り関連行事と祭りに公務で出席した同市の秋葉就一市長が、会場の移動で公用車に公務と無関係の妻を乗せていたことが分かった。不適切な使用を認めた市長

は「乗せるべきでなかった。申し訳ない」と謝罪した。(千葉日報9/8)

県内100歳以上2,382人 15年間で5.3倍

「敬老の日」を前に県は、県内の100歳以上のお年寄りが前年比151人増の2,382人と過去最多を更新したと発表した。この15年間で5.3倍となった。(千葉日報9/14)

富津市長に高橋氏 財政改革訴え

富津市長選挙は10月2日投開票が行われ、新人で前副市長の高橋恭一氏が初当選した。財政改革に加え、第3子以降の保育料の完全無料化など子育て支援や教育政策に力を入れると訴えてきた。(読売10/3)

県議会事務局もコピー 海外視察報告

海外政務活動費を充てた海外視察の報告書を千葉県議会の視察団全員が同じ体裁、文面で提出していた問題で、議会事務局が黒塗り処理した県議一人の報告書をコピーして他の議員のものと差し替え、公開していたことが分かった。専門家は「内容が同じとはいえ、一つずつ審査し、処理すべきで、情報公開制度をないがしろにしている」と指摘する。(毎日10/5)

政活費領収書HP公開へ 八千代市議会

政務活動費の不正受給が全国で相次いでいる問題を受け、八千代市議会は7日、議員28人全員の

領収書を今年度からホームページで公開する方針を決めた。早ければ来年6月にも掲載する予定。

(読売10/8)

全市町村の歳入・歳出総額最高 7年連続

県は、県内54市町村の2015年度普通会計決算を発表した。歳入総額は前年比2.9%増の2兆2,455億円、歳出総額は同2.1%増の2兆1,422億円で、いずれも7年連続で増加し、過去最高を更新した。実質収支は、9年連続で全市町村が黒字となった。

(読売10/9)

千葉駅東口再開発が始動 22年新ビルオープンへ

千葉市の玄関口・JR千葉駅東口前に建つビル3棟を取り壊し、新築一棟に再編することを柱とする再開発計画が本格的に動き出すことになった。同市は17日、事業の施行者で地権者らでつくる「千葉駅東口地区市街地再開発組合」の設立を認可した。着工は来月11月。再開発ビルは2022年の6月のオープンを目指しており、オフィスや商業施設を呼び込む予定。

(毎日10/18)

知事選連敗 与党に動揺

16日の新潟知事選での自民公明両党推薦候補の敗北に与党は動揺している。7月の参議院新潟選挙区に続く敗北である上に同月の鹿児島県知事選に続く原発立地県の知事選敗北という、ふたつの「連敗」が重なったためである。安倍政権の原発再稼働容認方針や環太平洋パートナーシップ協定(TPP)推進への「地方の不満の表れ」との見方も強く、安倍晋三首相の衆院解散・総選挙の戦略についても影響がありそうだ。

(毎日10/18)

県議選無効確認訴訟 2.51倍格差「合憲」

「1票の格差」が最大2.51倍であった2015年4月の県議選は、憲法の定める投票価値の平等に違

反するとして、住民グループが選挙無効を求めた訴訟で、最高裁第3小法廷は18日、選挙区の定数配分は「合憲」と判断し、住民側の上告を棄却した。

(毎日10/19)

千葉県議会9月定例会 ハツ場ダム負担増同意

9月定例会県議会は、保育待機児の解消対策費を含んだ一般会計補正予算案など26議案を可決して閉会した。ハツ場ダム建設事業費で国が求めた負担増(66億円)について、県が工期厳守などを条件に同意する議案も自民、公明、民進などの賛成多数で可決。

(千葉日報10/19)

松崎浦安市長出馬検討 知事選

浦安の松崎秀樹市長(66)は25日、来年4月の任期満了に伴う県知事選に立候補を用意していることを明らかにした。

(読売10/26)

千葉市2病院統合検討へ 青葉・海浜

千葉市が青葉病院(千葉市中央区)と海浜病院(同市美浜区)を統合し、市立病院を1か所にする検討を始めることが26日わかった。市の病院事業会計は3年連続赤字を計上しており、市は統合により経営の効率化をどの程度図れるかを見極め、判断する考えだ。

(読売10/27)

39道府県で人口減 地方都市負の循環

総人口が初の減少を記録した2015年の国勢調査確定値。都道府県別では39道府県で5年前の前回調査より人口が減った。うち8割では減少率が拡大し、地方で人口減に歯止めがかからない状況を浮かび上がらせた。

(読売10/27)

いじめ認知全国1位 県内公立校

県教委は27日、2015年度の県内公立小中高校と特別支援学校(全1,379校)の暴力行為やいじめ、

不登校の状況を発表した。小学校の暴力行為は過去最多を更新。全体ではいじめも過去最多で、認知件数は前年度に続き全国1位。児童生徒1,000人当たりの件数は同5位（前年度4位）となった。

（毎日10/28）

特養待機4割減 厳格化、施設整備で

特別養護老人ホーム（特養）に申し込んでも入れない待機者が38道府県で約22万3千人と、2013年の約38万5千人に比べて42%減ったことが共同通信の今年10月末の集計で分かった。

（千葉日報11/8）

核兵器禁止条約 「早期実現」政府に要請

核兵器を廃絶し恒久平和を目指す都市の首長でつくる「平和首長会議」の国内都市総会（会場・佐倉市）は最終日の8日、「核兵器禁止条約」の早期実現に向けて力を尽くすよう日本政府に要請する議案を承認した。同条約については、国連が10月、制定に向けた交渉開始を定めた決議を賛成多数で採択したが、日本政府は反対していた。

（千葉日報11/9）

全国初条例も依然最多 佐倉でヤード対策会議

盗難車の解体場所など犯罪の温床と指摘されている「不法ヤード」対策で、県警は14日佐倉市内で「印旛地域ヤード対策連絡会議」を開いた。昨年10月の初会合では505カ所だった県内ヤード数は、佐倉市内の牧場跡地に大規模ヤード団地が造成されたことなどから548カ所に増加。依然、全国最多となっている。

（千葉日報11/15）

千葉駅舎半世紀ぶりの新装 「商業核」へ期待高まる

JR千葉駅の駅舎が半世紀ぶりに新しくなり、20日に開業する。改札内の商業施設「ペリエ千葉エキナカ」も同時オープンし、18日には内覧会が

行われた。東口駅前広場では再開発事業が動き出しており、一帯が商業の核となることが期待されている。

（読売11/19）

「築50年」8割に 県内トンネル歩道橋20年後

県が管理するトンネルと歩道橋のそれぞれ8割が、20年後に築50年となることが県の集計で分かった。1970年代前後に整備が進んだ施設が一気に高齢化を迎える。多額の修繕コストを抑えるため、県は「長寿命化修繕計画」を初めて策定。事前に補強などを行う予防保全型を導入することで、維持管理費で計40億円を節約できるとした。

（千葉日報11/29）

千葉パルコ 歴史に幕

千葉市中央区のファッションビル「千葉パルコ」が30日、営業を終了し、40年の歴史に幕を閉じた。大勢の市民が最後の買い物に訪れ、若者文化を発信地として街を盛り上げ立てきたパルコの閉店を惜しんだ。

（読売12/1）

<以下次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	日付	種類	発行元
信州自治研295号 地域医療を守るための大町市民の取り組み		2016. 9. 7	情報誌	長野県地方自治研究センター
月刊自治研9月号 宮城自治研特集号		2016. 9. 7	情報誌	自治研中央推進委員会
自治権いばらき121 「若い世代への伝言 震災ボランティアを通して」		2016. 9.14	情報誌	茨城県地方自治研究センター
既成概念をぶち壊せ	杉村昌昭	2016. 9.21	単行本	晃洋書房
とちぎ地方自治と住民522 首長に聞く 益子町長		2016. 9.28	情報誌	栃木県地方自治研究センター
北海道自治研究572 北海道における自治体職員の退職動向		2015. 9.30	情報誌	北海道地方自治研究所
信州自治研296号 健康長寿発信年「須坂JAPAN」の取り組み		2016.10. 4	情報誌	長野県地方自治研究センター
自治総研9月号 自治の尊厳—沖縄から		2016.10. 4	情報誌	地方自治総合研究所
埼玉自治研No.46 社会保障と自治体の役割		2016.10. 4	情報誌	埼玉県地方自治研究センター
月刊自治研10月号 「農」の現在と可能性		2016.10.12	情報誌	自治研中央推進委員会
自治研ぎふ116号 恵那市における男女共同参画の取り組みの歴史と現状		2016.10.12	情報誌	岐阜県地方自治研究センター
自治研なら117号 財政状況から、自主的・主体的に、明日の平群町を考える		2016.10.12	情報誌	奈良県地方自治研究センター
自治研とやま98号 富山県千葉県地方自治研究集会		2016.10.19	情報誌	富山県地方自治研究センター
自治研ふくしま 103号 地方自治研究集会福島県集会		2016.10.19	情報誌	福島県地方自治研究所
フォーラムおおさかNo.146 成果主義・相対評価の問題点		2016.10.19	情報誌	大阪地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民523 安倍政権の本質とこれからの自治体のあり方		2016.10.26	情報誌	栃木県地方自治研究センター
新潟自治69 教訓は活かせるか—平成28年熊本地震		2016.10.26	情報誌	新潟県地方自治研究センター
川崎市の財政を考える—消費増税の再々先延ばしと自治体財政		2016.10.26	情報誌	川崎地方自治研究センター
ベルギーの連邦化と地域主義	佐藤 竺	2016.10.26	単行本	敬文堂
「鹿児島市における政治・行政改革」		2016.10.26	報告書	鹿児島地方自治研究所
かながわ自治研月報161 沖縄から子どもの貧困を考える		2016.10.26	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
みやぎき研究所だよりNo.84 T P P と医療問題		2016.11. 2	情報誌	宮崎県地方自治問題研究所
北海道自治研究573 <夕張市の財政再建を考えるシンポジウム>		2016.11. 2	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研かごしまNo.114 これからの日本のありようを考える		2016.11. 9	情報誌	鹿児島県地方自治研究所
自治総研10月号 海土町における地域づくりの展開プロセス		2016.11. 9	情報誌	地方自治総合研究所
2014年度財政状況概観		2016.11. 9	報告書	相模原地方自治研究センター
地方自治京都フォーラムvol.127 人口減少時代における地方自治と地方分権再訪		2016.11. 9	情報誌	京都地方自治総合研究所
月刊自治研11月号 熊本地震「想定外」の災害に備える		2016.11. 9	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研297号 さようなら原発、つながろう福島		2016.11. 9	情報誌	長野県地方自治研究センター
とうきょうの自治No.102 「地方創生と東京」		2016.11.16	情報誌	東京自治研究センター
自治体の「困った空き家」対策 解決の道しるべ	宮崎伸光	2016.11.21	単行本	学陽書房
市政研究 16秋号 消費税再延期を問い直す		2016.11.21	情報誌	大阪市政調査会
自治総研11月号 参加と協同—改革への道—		2016.11.30	情報誌	地方自治総合研究所
とちぎ地方自治と住民524 首長に聞く佐藤信鹿沼市長		2016.11.30	情報誌	栃木県地方自治研究センター
地方自治ふくおか通巻59号 自治研全国集会レポート集		2016.11.30	情報誌	福岡自治体問題研究所
地方自治ふくおか通巻60号 「地方創生」の流れの中で		2016.11.30	情報誌	福岡自治体問題研究所
月刊自治研12月号 今こそ日本国憲法を語ろう！		2016.12. 7	情報誌	自治研中央推進委員会
埼玉自治研No.47 保坂展人世田谷区長講演録		2016.12. 7	情報誌	埼玉県地方自治研究センター
ここまで到達した茅室町議会改革		2016.12. 7	単行本	北海道自治研ブックレット
ぐんま自治研ニュース129号 自治体のごみ屋敷対策の現状と今後の課題		2016.12. 7	情報誌	群馬県地方自治研究センター
北海道自治研究574 「北海道子どもの貧困対策推進計画」の概要と今後の取り組み		2016.12. 7	情報誌	北海道地方自治研究所
信州自治研298号 発酵食品とともに 発酵食品で幸せなまちに		2016.12. 7	情報誌	長野県地方自治研究センター
自治権いばらき122 地域医療の充実と地域の医療機関との連携		2016.12.21	情報誌	茨城県地方自治研究センター
ながさき自治研 No.67 平成の非立憲内閣を問う		2016.12.21	情報誌	長崎県地方自治研究センター
岐路に立つ自治体の平和力—自治体と新安保法の摩擦—		2016.12.21	情報誌	長崎県地方自治研究センター
福島インサイドストーリー 役場職員が見た原発避難と震災復興	今井 照	2016.12.21	単行本	公人の友社
とちぎ地方自治と住民525 首長に聞く 和泉聡 足利市長		2016.12.28	情報誌	栃木県地方自治研究センター
北海道自治研究575 地域資源の活用—人口減少化でのまちづくりの要諦		2016.12.28	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研やまぐち No.86 人口減少時代における空き家活用による企業誘致・移住の手法について		2016.12.28	情報誌	山口県地方自治研究センター
自治研ふくい62 高速増殖炉「もんじゅ」を廃炉に！		2016.12.28	情報誌	福井県地方自治研究センター
自治総研12月号 住民個々人の個別意思群と自治体における民意		2016.12.28	情報誌	地方自治総合研究所
かながわ自治研月報162 川崎市におけるヘイトスピーチ問題		2016.12.28	情報誌	神奈川県地方自治研究センター

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
 団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内
 TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

◆昨年9月に開催された千葉県地方自治研究集会では、東日本大震災5周年にあたることから地震防災をテーマとして取り上げました。

基調講演の講師をお願いした若井康彦さんは、15年以上前に熊本県阿蘇で地域おこしの活動に長年携わっていたこともあり、昨年4月の熊本地震の直後から熊本現地を足しげく訪問したそうです。講演では、その経験を踏まえて、熊本地震の詳細に触れ、現在が地震の活動期に入っており、首都直下地震がいつ起きても不思議ではなく、地震への備えの必要性を力説していました。

「天災は忘れた頃に来る」は物理学者の寺田寅彦の言葉だといわれています。寺田は、明治三陸地震(1896年、死者2万人超)、昭和三陸地震(1933年、死者行方不明者3千人超)と立て続けに起きた津波被害を目の当たりにして、忘れ去られやすい被災の教訓を今後活かすためには「日本国民の災害に関する科学知識の水準を高めること、そのために小中学校においてよりハイレベルな地震津波の知識を教育することが必要」と結論しています。

震災体験を風化させないためにも、今後も教育という視点を大切にしながら定期的な企画を考えていきたいと思えます。

◆今号から連載記事「千葉から日本社会を考える」をスタートしました。千葉市在住の島根県立大学名誉教授の井上定彦先生に執筆をお願いしました。以前、先生には沖縄の基地問題(19号と21号)について寄稿していただきました。井上先生の専門は、国際政治経済学・社会経済学ですが、連合総研にも在籍されていたことがあり、労働分野にも精通されており、日本社会を見渡す幅広い課題を取り上げていただくこととしました。是非、ご期待ください。

◆連合千葉議員団会議と千葉県自治研センターの共同事業として、千葉県在宅医療等研究会を立ち上げ、2年半にわたって調査研究活動を進めてきました。昨年11月に、第2回シンポジウムを開催し、調査研究の最終的な取りまとめとしました。調査研究活動を担っていただいた連合千葉議員団会議の天野会長をはじめとするメンバーの皆さん、ヒアリング調査にご協力いただいた関係機関の皆さん、アドバイザーの法政大学の宮崎伸光先生、淑徳大学の鏡論先生をはじめ関係各位に感謝申し上げます。調査研究内容についてホームページに掲載してありますので、ご覧いただければ、幸いです。

事務局長 佐藤 晴邦

自治研ちば 既刊案内



2016年10月
(vol.21)

- 巻頭言 理事 千葉県議会議員(千葉市稲毛区選出) 天野 行雄
- 自治研センター講演会【講演概要】
「地方創生」の正体～
『ニッポン一億総滑落プラン』と「新・三本の矢」を読む～
東京大学大学院 政治学研究科教授 金井 利之
- 北海道庁の不適切な会計操作報道から夕張市の財政再生計画の見直しを考える
—財政再生計画と自治体職員の尊厳に係る3つの提言—
理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 県議会報告 災害時の住宅セーフティネット構築にむけて
千葉県議会議員(習志野市選出) 鈴木 均
- 寄稿 「自治」の本質と「自己決定権」—沖縄の現実から問い直す—
島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- 公共の担い手 NPO法人光と風と復興観光まちづくり活動
NPO法人光と風 副理事長 千葉科学大学教授 船倉 武夫
- シリーズ千葉の地域紹介
長柄町 水と緑と笑顔が輝くまち 長柄町役場企画財政課
- 新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏
- 今期の入手資料 編集者
- 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要(会員募集)
- 編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

自治研ちば VOL.22

2017年2月1日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円(送料別途)

ろうきん キャッシュカードが **365日** 使えるようになります!!

ますます
便利!

 全国のMICS加盟の金融機関と

 **イオン銀行**で

お正月 (1/1~3)でも
ゴールデンウィーク (5/3~5)
でも使える!!

※ご利用時間は、設置先
ATMにより異なります。



さらに
便利!

JR東日本の駅のATMコーナー

VIEW ALTTEで
ビューアルツテ

始発から終電まで
年中無休で
使える!!



いつでも
オトク!



即時全額
キャッシュバック!

ATM
手数料が

0円

つかえるATMはこんなにも!!

銀行・信金・信組
※全国のMICS加盟の金融機関



ゆうちょ銀行



セブン銀行



イオン銀行

あんしん
創造バンク

中央ろうきん

ROKUKIN

お問い合わせは ▶ 中央労働金庫千葉県本部 TEL.043-251-5162

2016年10月1日現在

ZENROSAI NEWS



全労済の
住まいる共済
火災共済・自然災害共済

火災はもちろん、台風・地震など
自然災害にも備えられる
「住まいと家財の保障」。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAI NEWS

5115A398

注目

団体
割引

15%

まずは
見積もりを

見積もり依頼は
組合まで

.....
割安な**職域掛金**に加えて
自治労共済生協組合員には
15%の団体割引を
適用



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部 千葉県支部
全日本自治体労働者共済生活協同組合 千葉県支部
TEL: **043-221-2800**

※ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定（年末年始・GWを除く）

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。
詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

Tel.043-248-1128 TEL（レストランセブンシーズ）

ランチタイム 11:30～14:30	ディナータイム 17:00～22:00	20:30（コース L.O.） 21:00（アラカルト L.O.）
-----------------------	------------------------	--------------------------------------



ご宿泊・ご婚礼・ご宴会 承り中



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

- お車にて
- ◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より15分、国道357号 千葉市役所前交差点より1分
- 電車・モノレールにて
- ◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

